

令和3年12月清須市議会定例会会議録

令和3年12月2日、令和3年12月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼土木課長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課 長	鈴木許行
高齢福祉課 長	古川伊都子

子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治
議 事 調 査 課 主 査	鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 5名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和3年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁を最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようよろしくお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る11月19日までに16人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、天野議員の質問を受けます。

天野議員。

< 22番議員 (天野 武藏君) 登壇 >

22番議員 (天野 武藏君)

おはようございます。

議席22番、天野武藏でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

市内の土地開発の進捗状況についてを質問させていただきます。

本市は名古屋市の近郊に位置し、住宅・商工業地として発展してきました。特に、名古屋駅か

ら10分足らずの面積1千735ヘクタールの中に公共交通機関の駅が10駅もあり、住宅地として人口も微小ではありますが増えています。また、県内で出生率1位にもなり、若い方たちの住みやすいまちになっていると思っております。

本市内にも、まだまだ田や畑がまとまっている土地があります。これらの土地を有効に活用するため、農業振興地域整備計画区域内の地権者から、「農業従事者の高齢化や後継者不足により営農が困難となり、先進技術産業の誘致をはじめとする雇用促進、税収増などの地域の発展、市の発展へとつながるよう働きかけをしてほしい」との意向で、上条地区は、平成30年8月16日に、代表地権者4名に加え紹介議員として私も同席し、市長への要望書並びに議会への請願書を提出し、9月議会でその請願を採択されました。その後、平成30年11月7日に、土田地区も同様に、市長への要望書並びに議会への請願書を提出し、12月議会で採択されました。

市は、このような状況を踏まえ、平成30年度に都市計画マスタープランを大幅に改訂し、農業振興地域の一部をはじめ市街化調整区域について、「農地を保全」から「市街化の機運や土地需要を勘案するなど市街化編入を検討」へ大きく方向転換し、市街化調整区域においても、宅地需要や産業の立地誘導の受皿として土地利用が検討できるよう方針が示されております。さらに、市街地整備の方針として、JR清洲駅周辺及び名鉄新清洲駅周辺の土地区画整理事業を推進し、鉄道駅周辺の立地条件を活かした暮らしを支える生活サービス施設の誘導・集積により、移住・定住先として選ばれる魅力的な住宅市街地の形成が図られつつあります。

また、春日学校橋西地区及び春日新橋西地区の土地区画整理事業も早期完了を目指し、良好な居住環境の形成が図られてきています。

このように、市長の公約である土地区画整理事業を推進することで、市外からの移住者も増え、さらには、出生率が県下1位に返り咲くなど、子育て環境も充実した施策のおかげだと認識しております。

なお、令和元年12月に清須市第2次総合計画の後期基本計画が策定され、政策5には「リニアインパクトの活用も見据えた、企業の誘致等にも積極的に取り組んでいく必要がある」と前期基本計画から継続して位置づけされました。

さらに、令和2年10月の機構改革の一環で、企業誘致の推進と雇用の確保を進めるため企業誘致課も新たに創設し、企業からの相談を一元的に受けられるよう企業誘致体制を整え、新しいことや難しいことに積極的にチャレンジできるよう組織の活性化も図られつつあります。

令和3年度の施政方針においては、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」として、「地域

経済の活性化や就労の場を確保するため、企業誘致と留置との双方の視点から、企業立地の促進に向けた基本方針とする企業立地促進基本計画を策定」と述べられております。このように、営農者の請願に応えられるよう一歩ずつ着実に前に進める市政運営をしていると理解しております。

また、行政の動きと連動し、請願後に五条高校北側にある農地の土地利用について、市による出前講座もお願いし、地権者主導によるまちづくりに関する勉強会がたびたび行われ、少しずつまちづくりをする際の土地活用の方法（開発手法）について理解を深めつつあるところであります。理解が深まるにつれ、ある地権者からは、「なぜ市が区画整理をしてくれないのか」「住宅や店舗の計画はできないのか」、「これだけ広い地域で、民間開発事業者がいるのか」など、様々の意見が寄せられております。

そこで、以下お伺いいたします。

- ①市内４か所で進められている土地区画整理事業の現状と今後の予定について
- ②企業立地促進基本計画の策定状況について
- ③上条・土田地区の動向や課題について
- ④上条・土田地区に係る市の開発に関する考え方について

をお聞きしますので、以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。

①の市内４か所で進められている土地区画整理事業の現状と今後の予定についてお答えいたします。

まず、春日新橋西土地区画整理事業は、平成２２年度から事業を開始し、現在、道路などの整備が約９７％完了し、保留地販売も約８５％完了しております。引き続き、事業進捗を図り、令和５年度の事業完了を予定しております。

次に、春日学校橋西土地区画整理事業は、平成２２年度から事業を開始し、現在、換地処分も完了し、新たな町名地番に変更されており、本年度の事業完了を予定しております。

次に、清洲駅前土地区画整理事業は、平成２７年度から事業を開始し、現在、来年度、令和４年度の保留地販売開始に向けて整備を進めております。引き続き、事業進捗を図り、事業計画期間内での完了を目指しています。

最後、4つ目の新清洲駅北土地区画整理事業は平成26年度から事業を開始し、現在、令和7年度から予定されている鉄道高架事業の仮線工事がスムーズに着手できるよう整備を進めています。事業の完了につきましては、鉄道高架事業と調整があり、令和27年度を予定しております。

なお、その他、五条川斎苑周辺の一場東部地区において、新たな区画整理事業が計画されており、令和9年度の区画整理組合設立を目指しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

2番議員（天野 武蔵君）

今の御答弁で土地区画整理事業の現状は細かいところを除けば、ほぼ順調に進捗していると理解しております。

新清洲駅北土地区画整理の完了については、高架化事業と調整があって令和27年を予定しているということでございますけど、自分が旧清洲町時代にこの職に就かせていただいた平成7年、その頃に、以前からこういう鉄道高架事業の構想があったと理解しております。それからすると、今まで二十数年、約30年近くたってるかなと思って、これからまだ令和27年と、今は令和3年だから24年かかるということになると足かけ50年、半世紀かかるような事業ということで、自分が目の黒いうちに本当は見れるんじゃないかなという期待はしておりましたけど、かなり厳しいかなと思います。

この件については後ほど同僚議員も質問されてみえますので、これはよしで、次に2番へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田でございます。

それでは、②企業立地促進基本計画の策定状況についてお答えします。

令和4年3月の計画策定に向けて、学識経験者、金融機関、市商工会、県職員、市内企業及び市外企業などを委員とする策定委員会を開催するとともに、企業ニーズを把握するため、市内外企業を対象に1千461社へアンケート調査を実施し、調査結果を整理した上で企業立地促進基

本計画の素案を作成している段階でございます。

今年度は市民に広く意見を求めるため、令和4年1月を目途にパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえ、策定委員会と調整の上、計画を策定していく予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

今、市のホームページには策定委員会の資料が公開されておりますが、市内企業や市外企業とともに約4割の企業が用地を求めていると回答されております。そのアンケート結果を踏まえて、どのように企業のほうへアプローチしていくのかお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

アンケート結果によりますと、高速道路のインターに近いなど交通利便性が高いといった理由から、本市に興味を持っていただいていることが分かりましたので、興味のある企業に対し個別に訪問するなどしてヒアリングを進めてまいります。

しかしながら、今年度はコロナ禍といったこともありまして、電話などにより企業と情報交換を行っているのが実情でございます。我々としては、1社でも立地につながるよう積極的に企業の面談を進めていく予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

今、公開されている委員会の資料を拝見すると、市独自の支援策として補助金を支給してほしいやら、税金の免除だとか減免をしてほしいという回答が寄せられておりましたが、この件に対して市はどのような考えをお持ちですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

アンケート調査結果を踏まえまして、企業が何を求めているのかというのがはっきり分かりましたので、今後は企業ニーズを捉えた効果的な支援策の実施を含めて検討する上で参考にする予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

じゃあ、参考にさせていただいて、次、③に行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

③上条・土田地区の動向や課題について答弁させていただきます。

上条・土田地区の動向といたしましては、両地区ともに地権者の有志で構成されるまちづくり協議会が発足され、市も協議会からの要請を受け勉強会へ参加し、新たな土地利用を図るため土地区画整理事業か民間開発事業とするか議論を進めているところでございます。

課題につきましては、住居系や商業系の土地区画整理事業を行う場合、開発区域が43ヘクタールもの広大な敷地であることから、事業期間が長期に及ぶこと、また、相当数の宅地が生まれ、将来人口が減少する中で大規模な宅地需要や商業施設の誘致が可能なのが懸念されております。

一方、民間開発で行う場合、開発事業者が周辺に影響を及ぼす事業者へ土地を販売してしまうのではないかと、また、開発事業者の都合で事業が止まる可能性があるのではないかなどが懸念されております。いずれの場合にも言えることではありますが、地権者の合意形成が図られないと新たな土地利用ができないということでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

先ほどまちづくり協議会などと議論を進めているとの答弁でしたが、一部の地権者から住宅や店舗があったほうが便利になるというような意見やら、土地区画整理事業を行う場合、相当数の住宅ができるということですが、具体的にはどの程度の宅地がこの土地には考えられるか、また、

店舗はどの程度の規模になるのか、具体的に分かればお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

現段階で具体的な数字はお答えできかねますが、一般的な想定レベルで申し上げますと、土地
区画整理事業を行う場合は、道路とか公園とか調整池というものに土地が要ります。一般的には
事業区域の約35%程度が必要になると言われております。そうなりますと、残り65%が宅地
としての利用になるかと思えます。

上条・土田地区の場合で考えますと、地域全体で43ヘクタールございますので、このうちの
65%で計算しますと約28ヘクタールが宅地となります。宅地の1区画を60坪程度で換算し
ますと約1千400宅地程度になります。

なお、宅地を半分程度にした場合でも700宅地となりますので、店舗用地として約14ヘク
タール程度の規模の店舗用地が必要になってくると想定されます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武蔵君）

今現在、上条・土田地区の世帯数で、今、おおよそ1千800世帯程度あると思いますが、こ
のところの開発で1千400の宅地となるような相当なものだと思います。第2次総合計画の総
人口の見通しでは、令和7年度をピークに減少していくと推計されておりますので、我々が住ん
でいる地域においても空地が多く残されている中で、さらに住宅地を増やすというような事業を
進めることについては市はどんな考えですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

住宅地を基本として面整備を進める場合には、整備に見合うだけの宅地需要があるか否かが重
要になってくると考えられます。住宅地として整備した後に土地が売れなければ、当然、事業が
破綻してしまうこととなりますので、慎重に判断する必要があると考えております。

よって、上条・土田地区については、請願内容を踏まえますと、地域の雇用が確保され、さら

には税収が上がるような土地利用をすることが望ましいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

先ほどの答弁で店舗用地としては14ヘクタール程度の規模というような答弁でしたけど、この14ヘクタールというような商業店舗としての施設というのは、こんだけ大きな土地というのは店舗用としてどんなような施設、大きさ等、例えといたしますか、分かれば。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

大体14ヘクタールといたしますと、市内にはそれだけの大規模な店舗というのはないんですが、近くですと、上小田井の駅前ところに大きなショッピングセンターがあるかと思えます。そこと同じぐらいの規模、あそこが大体12ヘクタールないし13ヘクタールぐらいの大きさですので、そのぐらいの規模になると思われます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

分かりました。

じゃあ、次、④のほうでお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、④の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

④上条・土田地区の市の開発に関する考え方について答弁させていただきます。

請願にもありましたように、高齢化に伴って営農が困難になってきている状況を踏まえ、早期に営農者の負担を軽減できるよう雨水対策などを実施した上で土地利用の転換を図るとともに、事業化から完了までの期間を短期間にする必要があると考えています。また、企業立地を進めることで地域の雇用と税収が確保されることも必要と考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

ここの地権者ですけど、一部の地権者からここの土地に学校を持ってこいだとか、公共施設は誘致できないかというような意見が僕のほうにも聞かれますけど、市はこのような考えをお持ちかどうかお聞かせください。

議 長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

学校などの文教施設、いわゆる公共施設を含めまして、今のところは市が用地を取得して公共施設を造る計画はございません。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

公共施設はないということなんですけど、また、ほかの地権者からでも市が主体的に面整備をやってくれないかというような意見も僕のほうに寄せられることもあります。その辺については、市が主体的に面整備をするというような考えはあるかどうか、また、その理由があれば聞かせてください。

議 長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

市が主体的に面整備する計画はございません。理由といたしましては、組合の区画整理事業や民間の大規模開発でも事業の採算が取れない場合で、かつ国とか県などの事業と一緒にやらなければならないなどの、いわゆる特段の事情があって、さらに市が面整備をやらなきゃいけないような事情がある場合に限って市施行で行うかどうかを検討します。

ただ、ここの土田・上条地区に関しましては、埋蔵文化財の包蔵地といった懸念事項はあるものの、宅地があそこは1軒建っているだけでありますので、いわゆる移転補償費といったものの

少ないことから、組合の区画整理や民間の開発で十分行えるものと判断しておりますので、市が主体的に面整備を行う考えはないということでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

先ほどの工業系の民間開発ですと一体的にうけるところがあるかもしれないというかね、そういう話もあるんですけど。開発事業者に直接全体をやっちゃうと、その開発事業者がどういう企業にどんなところへ売ってまうかとかね、誘致するかという心配をする声が聞こえるんです。誘致の企業によっては悪影響を及ぼすんじゃないかというような考えが地権者の方がありますけど、それに関しては市のほうは何か考えはありますか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

当然ですね、民間事業者というのは土地が高く売ればそういったところへ売ってしまう傾向がございますし、そういったことは我々企業誘致課としても懸念しておりますので、一つの方法、例にはなるんですが、民間開発事業者と大規模開発する際に土田・上条については民間開発事業者と協定を締結するなどして、企業立地を決定する際に市と協議をすることといった条件をつけるなどして、民間開発事業者と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

今の民間開発、手を挙げているような民間開発があるかと思うんですけど、そのようなところと協定を締結するという答弁でありましたけど、協定を締結することが可能かどうか、市のほうは何かそのための見通しはありますか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

今の現段階で申し上げますと、民間開発事業者と協議をできる段階ではまだないです。ですので、今後、協定の締結が可能ですよということまでははっきりとは言えませんが、他の自治体ではそういった民間開発事業をする際に協定を締結して、土地の販売先も市がものが言えるような形で協定を締結する事例もございますので、それらを参考にして調整していく考えでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武蔵君）

現在43ヘクタール全てを対象にしてみえますが、民間開発で開発業者が決まれば、業者が個別に地権者との交渉に入ることになるかということ聞いておりますが、全ての地権者から同意が取れるとは考えにくいと自分も思います。その場合、全体の地権者の何%ぐらいが同意が取れば進むのか、もちろん開発業者の考えで進むとは思いますが、市のほうの意向というか、考えはどんなもんですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

民間から開発提案を受ける場合、法的には3分の2以上の同意、大体で言うと66%以上の地権者からの同意があれば大丈夫だというふうに規定されております。よって、3分の2以上の同意が得られれば開発が可能、提案が可能になるということでございます。

一方で、逆に言いますと、33%の地権者が事業に反対した状態でも事業化はできるということになってきます。

ただ、事業を進めていく場合、反対地権者の対応が課題になってきますので、我々のような市とか組合の区画整理事業者というのは、反対事業者を強制的に移転する方法が法的にあるんですね。ただ、いわゆる民間開発事業者においては、そういった反対地権者を法的に、強制的に移転できる方法というのはありません。よって、民間開発事業者が事業を進めていく場合には必然的に地権者全員、いわゆるパーセントで言いますと100%の同意が得られなければ事業化するということは考えにくいと思われま。

民間開発事業に対する市の考え方といたしましては、一般的に民間開発事業は事業化するスピードが速いことから、営農者の課題を早期に解決する上で有効な手法だと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

今現在、上条地区と土田地区それぞれ地権者で構成するまちづくり協議会がありますが、それぞれの協議会の考えが一致してないように見受けられますが、この協議会を窓口を一つにして、当局なり開発事業者なんかと交渉したほうがいいかなと思うんですけど。それに関しては当局の考えはどうですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

私も協議会に参加しておりますので、天野議員がおっしゃる協議会の考えが一致しないというのは同様の認識でございますので。ただ、それぞれの協議会の考え方とかもあるかとは思いますが、一体的な開発を進める場合には違う方向を向いては開発が進められませんので、協議会を一つにして進めていったほうが合意形成が早期に図られていくのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

この開発区域内でどうしても農業を続けたい方や農業の移転もしたくないという、移転といっても集約してもらえば、移転してもらえば問題ないと思うんですけど。移転したくないという方がみえた場合、どのようなことになるかお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

基本的に、開発区域内の地権者から100%の同意が得られなければ、開発区域の基本的なエリアの変更とか、場合によっては営農者の方がどうしてもここでやりたいんだということであれば、結果的に事業をするということではできなくなってしまいますので、状況によっては民間開発事業者が撤退していくということも十分考えられると思われま

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

上条地区の地権者の方からも、上条と土田と別々で今、窓口があって、土田のほうはやや進んでいるかなというような認識も地権者にあるみたいで、上条と土田と別々で開発してもいいんじゃないかという意見が僕のほうに聞こえますけど、そういうことは可能なんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

別々で開発を進めていくということも可能にはなるんですが、どちらか一方に先に開発を進めることになってしまいますので、その際、どうしても開発を進めるときというのは市街化編入というのを先に進めていく必要があります。

市街化編入手続、いわゆる市街化編入する権限を持っているのが愛知県になりまして、事前に愛知県にヒアリングに行って確認したところ、いわゆる地権者の都合とか開発事業者の都合とかによって段階的に市街化編入するということはできませんというふうに言われておりますので、例えば、一方、上条地区から先にやっていくというふうになったときには、残された土田地区というところが最低でも10年以上、期間を空けてから編入手続を取っていくことになっていくことが想定されますので、状況によっては営農も継続的にやっていただかなきゃいけないことになります。

ただ、先ほど天野市議からのお話にもありましたように、平成30年8月と11月に上条・土田地域から営農の継続は困難ですということで請願が出されておりますので、さらには議会も採択している事情を踏まえすと、早期に両地区の課題を解決するには一体的な開発が望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

天野議員。

22番議員（天野 武藏君）

市のほうは一体的な開発が望ましいというふうに考えてみえるということですが、僕もそのと

おりだと思うんですね。

先ほども申し上げたとおり、上条・土田地区が窓口を一本化して、各関係先など協議を重ねる必要があると自分は理解しております。窓口を一本化するということで協議しやすいと、一つの考えに地権者になる可能性があると思いますし、両協議会の意向もあるとは思いますが、できるだけ速やかに一本化に向けて進めるべく、市の御協力だとか御指導をお願いしたいと思います。そして、この事業が民間の意向を踏まえた実りある開発になることを願って、この質問を終わります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

ちょっと気になる点があったものですから、補足だけさせていただきたいんですけども。先ほど議員が、公共施設は造らないんだねという話でございますけども、地元からのお話を受けるということは私、報告を受けておりまして、学校を造るということについては計画もありませんし、それは造ることはありませんという返事をしてありますけども。公共施設ということになりますと、例えばの話、どういう形で開発が進むか分かりませんが、企業系とか運輸系が来るということになりますと、法律に基づいて一定程度の緑地を造らないかんということになりますので、その緑地を事業者がコストの面からも含めて、ただ単に木を植えれば安く済むものですから。ただ、そうすると本当にそれでいいのかという話にもなりますし、地元の皆さんのためになるかということもありますと、これは本当に全く先はどうなるか分かりませんが、例えば、そこを市が供用して、何かしら市民のためになる施設を造るといってサービスのために造るということになれば、どんな施設か分かりませんが、市が施設を造れば公共施設になりますので、そうすると公共施設は造れませんということにはならんものですから、そこだけは少し御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（八木 勝之君）

以上で、天野議員の質問を終わります。

次に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 21番議員（成田 義之君）登壇 >

2 1 番議員（成田 義之君）

議席 2 1 番、清政会の成田義之でございます。

議長のお許しを頂きましたので、私は 1 点だけで質問をさせていただきます。

議題は障害者福祉関連についてでございます。

私も議員生活が長いものですから、この問題についてはかなりしつこくやらせていただいたんですが、今日はあっさりとは簡単に答弁していただいたら結構ですので、よろしく願いいたします。

私の願っておるのはですね、子どもさんをお持ちの障害者の方が一生障害者の介護のために棒に振ってしまう、その手助けになるかということ、行政の中でどれだけのお手伝いができるかをお聞きしたい、ということで今から質問させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

コロナ禍のピークの中ではありましたが、今年はオリンピック、パラリンピックが開催され、障害者の皆様の御活躍に感銘をしていたところでございます。

そこで、以前にも一般質問させていただきました件でございますが、その折の答弁で私自身が十分な理解と飲み込みができていなかったもので、誠に恐縮ですが、今回また質問させていただきます。

いわゆる障害者 3 法であります、身体・知的・精神の諸問題についてであります。御家族の中で子どもさんや親御さん、または親族の中に障害者がいらっしゃる皆様の御苦労は計り知れません。介護疲れが追い討ちとなり、介護者が倒れてしまうケースも多くあると聞いております。そこで、行政として協力ができる範囲も限りがあると思いますが、以下、質問をさせていただきます。

①障害者の家族や親族の方の行政の相談窓口として専門職の方はおりますかということです。

②障害者の福祉手帳や医療受給者証、障害福祉サービス受給者証や地域生活支援事業受給者証など、更新の手續の簡素化などに向けた取組はできませんかということです。

③重度の身体障害者ケアについて本市の対応は。お伺いしたいと思います。

④外国籍の障害者はいらっしゃいますか。また、おられればその対応はどうされておられるのか。

⑤障害者年金の支給はありますが、介護者の支給手当についてはいかがなものかお伺いさせていただきます。

⑥障害者手帳1級をお持ちの方などに対する自宅訪問は実施されておられるのか。

⑦放課後子ども教室において、小中学生の障害児に対する本市の取組についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対してお答えいたします。

障害者の方や家族の方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことは行政に求められており、相談内容も多種多様であるため、職員が専門的な知識を持つことは必要と考えております。障害者の方が障害福祉サービスなどの制度について相談される窓口は、社会福祉課や社会福祉協議会内にある基幹相談支援センターとなっております。

社会福祉課におきましては、平成23年度から手話通訳者を二人体制で常時1人を配置し、聴覚障害者の方が意思疎通を円滑に行えるように支援をしております。また、基幹相談支援センターにおきましては、相談支援専門員3人、社会福祉士1人が配置されており、地域の相談支援の拠点として総合的な相談支援をしております。引き続き、県等が実施する研修会に参加するなど、相談支援体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

課長になったばかりであり詳しくお聞きするのも失礼かと思うんだけど、私から質問させていただくことは、それで十分対応できているかどうかと思われるのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

今のところ、社会福祉課の窓口におきまして、人員を増やしてほしいとかいう要望のほうは聞いてございません。

社会福祉協議会のほうにありますが基幹相談支援センターにつきましても、4名体制で支援させておりまして、職員の業務が多いということも聞いておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

重度心身障害者の場合は、例えば、デイサービスなり受入れ先がかなり限られておると思うんですよね。それで皆さん困ってみえるんだけど、そういう話はお聞きになってみえますか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

重度の障がいをお持ちの方が利用できる施設の整備につきましては、短期入所施設が市内のほうにも1か所、今年度開設されるということは聞いております。そのような施設の方にも協力していただきまして、障がいをお持ちの方、また、その家族の方に対して引き続き支援をしていきたいと努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

今おっしゃった今年度できるというのは、精神のほうじゃないですか、それは。違いますか。重度のあれですか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そちらのほうにつきましては、詳しい情報のほうはまだ私のほうは把握してないんですけども、短期入所施設が開設されるということだけは情報として入っております。

議長（八木 勝之君）

加藤福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

今、課長のほうが答弁させていただきましたように、申請のほうが県のほうになっておりますので、私どものほうで県のほうから、こういうふうに事業所を建築されたということはお聞きはしておりますので、それ以上のことにつきましては状況把握させていただきながら判断させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

私、聞き漏らしとるんだけど、私が質問しとるのは、今、新しくできるというのは精神のほうじゃないかと聞いとるんだけど、違うかね。重度身障者を受け入れるとこはできるかね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

申し訳ありません。

民間事業者のグループホームというふうに聞いておりますので、重度なのかと、その辺は事業所のほうの受入れ体制によって違うかと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

来年度できるとかできないとかっていうことはまだ分からないということだね、そうするとね。そういうことだね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

今のところ、そのような予定をされてるということは聞いております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

要は、重度障害者の開設に向けて予定をしておると、こういうことで理解していいかね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

申請が出ているということを知っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

身障者の障害者福祉課というのが全国至るところに最近ぼつぼつ出始めているんですね。その中で島根県ですかね、松江なんか、安心生活サポートブックというやつをつくってね、障害者専門の課をつくってみえるわけだね。将来的に課をつくられるという、これは障害者の人数にもよると思うんだけど。さっき沢田課長みたいな新しい課ができましたけども、あれも素晴らしい計画だから、その課をつくらなきゃいかんぐらいの規模だと思っただけでも、障害者の人数によっては松江市のように専門の課をつくって安心生活サポートブックという本というか、それを開けば全て障害者のいろんなあれが分かるような、そういう障害者のための手帳みたいなものをお作りになられる予定はないかね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部、加藤です。

今、成田議員の御質問のところですね、まず、課の編成のほうにつきましては、まず、体制のところでは先ほど課長が答弁させていただきましたように、いろんな方からの御相談につきましては、今のところ十分な体制が整えているのかなというふうに思っております。

最終的には、市のほうの窓口と基幹相談センターのほうと連携をしながら、まず、そういう御

相談があったところを対応させていただきたいと思っておりますので、今後、障害者の方が増加してきたことにつきましては、また基幹センターといろんな連携をしながら考えていくことがあるかもしれませんけれども、まだ私のほうからなかなかお答えができないものですので、以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

ガイドブックなんかはどうですか。障害者のためのガイドブック。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

ガイドブックにつきましては、先進地の事例を参考にさせていただきながら、一度また調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

前向きに検討するという回答ですね。前向きで結構ですよ。

2番に行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

②の質問に対してお答えいたします。

各種制度ごとに申請が必要になることや有効期間の違いやサービスを利用されるための申請時期の違いにより、次の更新手続をする時期に違いがあることで利用者の方に負担になることは承知しております。

国が定める法律により、それぞれの制度ごとに申請する必要があると定められております。少しでも利用者の方の負担が軽減されるように、医療制度のうち精神通院医療制度につきましては、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が残り1年未満の場合、有効期限を短縮することで精神障害

者保健福祉手帳との更新時期と合わせることができる旨の説明を更新時期に行っております。

また、障害福祉サービスにつきましては、国が定める最長の有効期間で支給決定をしており、申請に来られる利用者や介護者の方の負担が軽減されるように努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

要は、更新の手続が私が思うには、ずっと継続してやってみえる方は障害者を置いてくるんだから、一々庁舎まで来られるのも大変だと思うんですね。だから、往復はがきで変更ありませんかとすれば自動的に継続できるようにする、そういうことをできないかなということだね。

もう一つ言いたいのは、それが県だとか国がそれは駄目だと言うのなら、行政が県に陳情せないかんよね。今のうちの市としてはこういうふう困ってるから、こういうふう改正するように要望しますということで市が働きかけせないかんね。国や県から言ってきたからこれで全て終わりじゃなくって、現実に国や県が間違っどることばかりやっどるわけだよ。それを正してあげなきゃいかんから、市の優秀な方がそれを正すためにそういう気がついたことは県や国に対して要望しなきゃいかんと思う。それをぜひお願いしたいと思うんですが、部長、どうかね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

今、議員が言われましたように、まず手帳の更新につきましては、どうしても年数が国のほうは決まっておるところも手帳によってはありますので、その間に体調の変化であったりとか、そういうこともありますので、やはり更新のほうは必要かなと思っております。医師の先生の診断書のほうも必要になってまいりますので、御苦勞をおかけするところはあるかと思いますが、どうしても手帳の更新につきましては、必要などころはあるかと思っております。

先ほど答弁させていただきましたように、2つの手帳をお持ちとか、そういうことになりましたら、期限を同一にするような形で手続の簡素化をさせていただきますして、なるべく何度も来庁していただくことのないように、私どもとしては手続を進めていきたいと思っております。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

私、手続上の関係でかなり無駄なことが多過ぎると思うんだ。そういう無駄なところが気がつかれたら、部長ね、改善していただくように、部の中の各課の方に、どういうところを改善したらいいかという、改善の会議とか意見交換とか、課でやられることはあります。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

障がいの方でありますとか、御高齢の方とか、そうしましたら介護保険とか、いろいろ総合的に課をまたがるようなことがあるかと思っておりますので、そういった方につきましては、当然、社会福祉課と高齢福祉課のほうが隣同士にありますので、そういう連携はしっかりと取れているというふうに感じております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

さっきおっしゃったように、一々、医者 of 証明書が要るんだよね。医者も分かるとるんだよね。だから、そういうところでも簡素化するようにできないかと私は思うんだけどね。無理なのは仕方ないけども、部長が判断してこれは無駄だということがあったらすぐに提案してほしいと思うんだよね。

ただ、国や県のルールに従って全て流れるんじゃないかと、逆に市から県や国に対して、こういうことは間違いですよということを、なかなか言いにくいだろうと思うけれども、それぐらいの気概を持ってやっていただけるとありがたいなということだね。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

③の質問に対してお答えいたします。

清須市障害者基本計画の理念である「障害がある人もない人も、ともに育み支え合う地域社会

の実現」に向け、障害福祉サービスの提供体制の確保に取り組んでおります。

国が定める法律で「障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」により、重度の障がいがある方が在宅生活されている場合に利用されるものとして重度訪問介護があります。

サービス内容は、ヘルパーが自宅へ訪問し、入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活に関する相談及び助言などの生活全般にわたる援助を行うものでございます。介護者の方の負担軽減や重度の障がいがある方が住み慣れた地域で生活できるように支援を進めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

今、説明していただきましたけど、私、一番心配するのは、親御さんがね、自分が亡き後のことを一番心配されておりますので、そういうときの相談はどんなふうにも窓口にお邪魔していったらいいんかね。親御さんが元気なうちはいいんだけど、死んでも死に切れんという親御さんは結構みえると思うんですね。そういうときに相談をしていただける窓口というのはどこへ行ったらいいんですかね。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

そういった方につきましては、社会福祉課の窓口及び社会福祉協議会にあります基幹相談支援センターのほうで相談に乗らせていただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

今、2か所おっしゃったけど、どちらがいいんですか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

サービスを実際使われるということになりますと、社会福祉協議会の中にあります基幹相談支援センターのほうが調査をやらせてもらうことになっておりますので、そちらのほうがいいかとは思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

これは相続も絡んでくるものですから、子どもが障害者で相続を受けられんというような家庭だと、そのサービスセンターでよいですか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

サービスセンターというものはないんですけども、基幹相談支援センターというところで障がいに対する方の相談に乗るような業務をする場所でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

結構です。次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、④の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

④の質問に対してお答えいたします。

当市におきましては、令和3年10月末現在、身体障害者手帳所持者数は26人、療育手帳所持者数は5人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は9人で、延べ40人の方が障害者手帳を所持されております。

日本語が分かりづらい方につきましては、翻訳機を使用したり、分かりやすい言葉で制度説明を行うなど、理解していただけるように心がけております。

外国籍で障害者手帳を所持された方につきましても、障害福祉サービスの利用を希望される場合は、日本国籍の方と同様に利用でき、日常生活の負担軽減につながるように支援に努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

鈴木課長にお願いですけど、後で結構ですけど、知的と身体障害者の人数、それと全体の障害者の人数、後で教えていただければ結構ですので、お願いいたします。

次に、障害者とか今の外国籍の人のワクチン接種なんかの対応は大変苦慮しておられると思うんですが、企画部長、どうですか。障害者、外国籍の人たちのワクチン接種のほうはどういうふうになっていますかね。

議長（八木 勝之君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

特に、障害者の方が接種について苦慮しておるといふ報告は受けておりませんが、ただ、1件の事例としましてあったのは、どうしてもお子さんで知的のある方で暴れる傾向があるという個別の相談がありましたので、そういう相談を受けた際には、接種病院でうちの保健師がついて、暴れないような対応をした上で接種をしたという事案は1件ございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

私、もっとあるようなことを聞いたんだけど、わめく感じの子なんだけど、個人的なことはあれだけでも、二人とも男の方ですか。

議長（八木 勝之君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

私が聞いておりますのは、男の人ですね。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

外国籍の方の障害者のワクチンは別に今のところ問題ないですか。

議 長（八木 勝之君）

河川部長。

企画部長（河川 直彦君）

特段困って、バタバタするというような事案は聞いておりません。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

接種率はどうですか。100%とはいってないと思うんですけども、一般並の七、八割はいつとると、そういう解釈でいいですか。数字はいいです。

議 長（八木 勝之君）

河川部長。

企画部長（河川 直彦君）

どこの自治体も全国的に今一、二回目接種については下げ止まりの状態であります。そこら辺の接種率を眺めてみましても、特段、本市は遜色のない数字が出ているというふうに考えております。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

次、お願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、⑤の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

⑤の質問に対してお答えいたします。

介護者に対する手当につきましては、子育て支援課において特別児童扶養手当を支給しております。10歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している家庭に対し、所得制限を設け支給するものであります。市独自の介護者に対する手当はありませんが、介護者の方の身体的・精神的な負担が少しでも軽減されるように、引き続き障害福祉サービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

今、10歳未満とおっしゃったけども、子どもさんはだんだん大きくなっていくと、体がでかくなっちゃって介護者は大変なんだよね。加藤部長、よう聞いてくれてありがとう。体が大きくなっちゃってね、10歳未満だったら簡単に扱えるんだよね。ところが、体が大きくなってくると大変な負担なんだよね。今の話を聞いていると、介護者に対してどのぐらいの補助金を出してみえるかということと、10歳以上の人にはなぜ出さないかということを加藤部長、聞かせてください。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部、加藤です。

本市の障害者手帳の状況をまずお伝えさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、まず、身体・知的・精神という形で各階級があるかと思いますが、まず、身体につきましては、1級から6級あるかと思いますが、そっちのほうも各手当のほうをお出しさせていただいております。階級ごとの細かい金額はあれなんですけど、療育手帳のほうにつきましてもAからCまでありますし、あとは精神につきましても1級から3級までありますが、そちらにつきまして全て本市におきましては、金額的には月額1千600円から最高金額8千円まで支給のほうはさせていただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

それでどうだね、部長、十分満足に行き届いとるかね。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

先ほど報告させていただきましたけど、ほかの市町ですと、例えば身体ですと1級から3級しかもらえないとか、療育手帳でありましたらA、Bしかもらえない、Cは受けることができないとかいうことで、級によっては手当が出ないというところもありますので、本市につきましては手帳のほう、受給された方につきまして、全て階級に応じて支給をさせていただいておりますので、他市町に比べまして十分支給のほうをさせていただいているかと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

逆によその市が低いんだわ、多分。低いところにレベルに合わせちゃいかんだろう。高いところのレベルで合わせないかんと思うよ、僕は。一生涯、子どものために人生を棒に振るところに苦勞された方が60キロも70キロもある方を介護するというのは大変なんだよね。そこで、この金額であなたは十分だと思われますか。あなたの給料は幾らか知らんけども。今、普通のアルバイトでも時給1千円ぐらい出しとるわけでしょう。自分の子だといえども、これは大変だよ。さっきの答弁だと満足してみえるような言い方をしてみえたけど、もう一度お伺いするけど、満足してる。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

他市町に比べて金額的には高い金額でありますので、十分支給していると思います。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

僕が言っとるのは、よそが安過ぎるの。分かりますか。よそと比較することないの。一般的に所得のことで計算してやってくと、もっと出すべきじゃないかと思うの。重度の方よ。AからCとか、今のように1から6とか1から3のランクがあるよね。けども、重たい方のことよ。要するに、障害者手帳だと1級の方とかね、低いような気がするけど、仕方ないわな、行政の立場としては、ようけ出しとると言わざるを得んわな。もういい。それ以上聞いても無駄だから。

次、行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、⑥の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

21番議員（成田 義之君）

ごめんなさい、議長。⑥、外して⑦へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

⑥を飛ばして、最後に⑦の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願ひいたします。

⑦の質問についてお答えさせていただきます。

本市の放課後子ども教室におきましては、小学3年生までの子ども教室に登録した児童が利用しており、そのうち令和3年度は障がいのある児童8名が6教室を利用しております。みんなと一緒に楽しく過ごしており、手助けが必要な場合には指導員等がマンツーマンで補助するなど、状況に応じて対応をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

今おっしゃった手助けしておる子どもというのは、その8名のうち何人ぐらいみえるんですか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

状況に応じてでございますので、8名とも場合によって手助けをしておると思います。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

行政として本当に御苦労さんだね。預かっていただけということは本当に感謝していますけども。これはお母さんが働いているからとか、そういう関係じゃなくて、そういうことがない子も来てみえるわけですね。

議 長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

就労されてないお子様が来ておると考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

これは一般質問からずれるかも分らんけど、ずれてるからといって答弁しなくてもいいということだったら外してくださって結構ですけど、この前、小学校の事件がありましたよね。ああいう子どもさんたちの精神的情緒不安定のようなことを見抜くような学校のシステムづくりというのはないんですかね。教育長、どうですか。

議 長（八木 勝之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

精神的ということに対しては、絶えず子どもたちを学校の職員全部で注意をしております。それで特別そういう心配事等がある者については、スクールカウンセラー、また家族との問題はスクールソーシャルワーカー等もそこに立ち入りながら、少しでもそういうことのないようにしておるつもりでございます。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

ここで、50分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時38分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡山議員の質問を受けます。

岡山議員。

< 11番議員（岡山 克彦君）登壇 >

11番議員（岡山 克彦君）

議席番号11番、清政会、岡山克彦です。

議長の指名を受け、通告どおり一般質問させていただきます。

私のほうからは1点です。

予防接種の補助金の拡張について。

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症に対し、今年度から始まった新型コロナワクチンの接種により、現在のところ感染者数は激減しています。本市の関係部署の皆様には大変感謝申し上げます。

ワクチンには、感染症の原因となる細菌やウイルスの病原体を弱くしたものや成分の一部を取り出したもの、また、病原性を全くなくしたものがあり、ワクチンを接種すると、そのワクチンの成分に対しての免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑制することができます。現在、本市においても、様々な定期・任意予防接種が無料、有料（一部負担）で幅広く実施されています。

最近、テレビなどでも見られることがあると思いますが、帯状疱疹の予防には50歳以上の方を対象としたワクチンがあります。水ぼうそうにかかったことがある人は、既に水痘、帯状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱まってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫力を強化することで帯状疱疹を予防します。

帯状疱疹は、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に現れ、発症から治るまで3週間から1か月ほどかかり、強い痛みなどにより日常生活が制限されることがあります。日本

では年間約60万人が罹患する疾病で、80歳までに約3人に1人がかかると言われています。約2割の方には、治療後、数か月から数年辛い痛みが持続する帯状疱疹後神経痛（PHN）になる可能性があります。

予防接種は、帯状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症しても症状が軽く済んだという報告もたくさんあります。ワクチンの接種費用は高額なため、名古屋市では、令和2年3月より予防接種の費用助成を開始しました。ワクチン接種により帯状疱疹にかかる人を減らすことができれば医療費の軽減にもつながると思います。

また、以前も質問させていただきましたが、子宮頸がん（HPV）ワクチン接種の啓発についても併せてお伺いします。

- ①帯状疱疹に対して、どのような種類のワクチンがありますか。
- ②国からの助成制度はありますか。
- ③市独自の帯状疱疹ワクチン接種補助制度を設ける考えは。
- ④子宮頸がん（HPV）ワクチンの過去2年間の接種の動向は。
- ⑤今後の子宮頸がんワクチン接種の啓発をどのように考えていますか。

以上です。答弁よろしく申し上げます。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の質問についてお答えをさせていただきます

現在、医療機関で使用されている帯状疱疹ワクチンは、乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」の生ワクチンと乾燥組替え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」の不活化ワクチンの2種類です。それぞれのワクチンは接種回数、接種方法や金額などが異なり、希望する方が選択をして接種をいただいている状況です。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

今お聞きしましたワクチンは2種類だけということで考えてよろしいでしょうか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

2種類となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

2 番目お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをさせていただきます。

ワクチン接種には法律に基づき自治体を実施する定期接種と希望する方が各自で受ける任意接種があります。一部を除き、定期接種の場合は自己負担はありませんが、任意接種の場合は自己負担となります。

带状疱疹ワクチンは任意接種となっていることから、現在のところ、国からの補助金や負担金はありません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

愛知県内ですね、どのくらいの市町村がこれ助成していますか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

現在、名古屋市と刈谷市の2市が助成を実施しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今、名古屋市と刈谷市2市と言われたんですけど、幾らぐらいの助成をしていますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

名古屋市は自己負担額が一律になるように助成をされておまして、生ワクチンの場合、1回の自己負担金が4千200円、不活化ワクチンは2回接種ですが、2万1千600円で済むように補助がされております。

また、刈谷市の場合は助成額が一律で、3千円の助成を行っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

ありがとうございます。

今、補助金の額を言われたんですが、例えば、助成が出るのは1回だけですね。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

生涯に1回の助成というふうで調べたところではなっておりました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

次にお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の質問についてお答えをさせていただきます。

現在、愛知県内で2つの自治体が50歳以上を対象に自己負担額の一部を助成しております。帯状疱疹は子どもの頃に罹患し、長期間潜伏した水痘ウイルスが免疫力が低下することで発症するもので、治療後も帯状疱疹後神経痛が長期に続くことがあります。しかし、現在は予防接種法において定期接種に位置づけられていないこともあり、今後も国や県の情報を収集し、調査研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

年々、当市についても高齢者の方の医療費も増加している中、帯状疱疹などで坑ウイルス剤を使用して治療していく場合、長引くと1人何十万円もかかるということです。ワクチンの投与で医療費も軽減できるんじゃないかなと思います。そしてまた、ワクチン費用も高いため、できる限り助成のほうの検討をお願いしたく、これは要望で結構です。

4番目行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、④の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

④の質問についてお答えをさせていただきます。

子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルスワクチンの接種に関しては、平成25年4月より定期接種に位置づけられましたが、同年6月24日に厚生労働省の審議会においてワクチンと因果関係を否定できない持続的疼痛の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきではないとされたことから、積極的勧奨の差し控えがありました。この通知後、本市においては、年に数件程度の接種にとどまり、令和元年度は3人でした。

その後、令和2年10月に国より、接種対象者がヒトパピローマウイルスワクチンの接種について検討・判断ができるよう、自治体からの情報提供資材の周知に努めるよう通知があり、これを受けて本市においても対象者に周知をした結果、令和2年度は13人、令和3年度は9月末までに57人の方が接種をされております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今の答弁の中で、毎年、接種者が増えてます。令和元年に比べて令和3年は20倍近く増えると思うんで、市として対象者に対して何か実施されていますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

令和2年の10月の国の通知を受けまして、本市においても国からの情報提供用資材と市内でこのワクチンを接種していただいている指定医療機関掲載の案内を市内小学校・中学校へは学校を通じて配付をさせていただき、市外の小学校・中学校へ通われている方には個別通知をさせていただきましたので、接種者が増えたかと思われま

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

最後の5番目をお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、⑤の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

⑤の質問についてお答えをさせていただきます。

現在、厚生労働省においてヒトパピローマウイルスワクチンについて積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応に向けての議論が行われております。啓発については現在出ている国の方針に沿って実施をしておりますが、本年11月26日の通知では、最新の知見を踏まえ、改めてヒトパピローマウイルスワクチンの安全性について特段の件が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、接種の勧奨を行うこととなりました。

ただし、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については議論を開始し

たところであり、今後、方針が決定し次第、周知がされる予定となっております。今後も引き続き国や県の動向を注視し、情報を収集し、迅速に対応できるよう準備をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

資料に令和3年10月2日の新聞、また、先ほどの11月26日の通知、これは僅かな期間、中身が変わってきますので、ぜひとも動向を注意して情報を収集し、迅速に対応していただくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、岡山議員の質問を終わります。

次に、久野議員の質問を受けます。

久野議員。

< 18番議員（久野 茂君）登壇 >

18番議員（久野 茂君）

議席18番、清政会、久野 茂でございます。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく3点についてでございますので、よろしく願いいたします。

名鉄高架事業について。

名鉄高架事業については、これまでも国・県と協力しながら事業推進に向けて鋭意取り組んでこられ、本市及び稲沢市が仮線用地の用地買収を行っていただいているところでございます。先の県への要望会でも質問させていただきましたが、仮線の用地が一筆でも買えなければ仮線工事には着手できない。つまり五条川の河川改修も遅れるということになります。これまでも名鉄高架事業により、地域コミュニティの分断の解消や踏切事故や渋滞の解消など事業効果は大きく、中でも五条川のネック部として名鉄本線の拡幅が改修できることは、市民の生命・財産を守る上で非常に有益な事業であるとの認識であります。しかし、本市はもちろんのこと、稲沢市においても用地がまとまらなければ工事着手ができないということをお聞きし、途中でできるところはや

っていただけないのかと疑問を持ちました。確かに、全線用地が買えない限り仮線への移設はできませんが、できるところから整備し、用地が買えた時点で一気に切り替えるなどの方策は取れないのでしょうか。

そこで、以下の質問をいたします。

- ①本市及び稲沢市の用地取得の状況について。
 - ②用地が買えた部分からの仮線の整備の部分施工はできませんか。
- 2 新清洲駅北土地区画整理事業について。

現在施工中である新清洲駅北土地区画整理事業につきまして、令和4年度中に都市計画道路新清洲駅前北線と鉄道高架事業が完了するまでの仮の駅前広場が完成すると聞いております。今、新清洲駅北口を利用している方は、雨が降っている日など、特に車での送り迎えが多く、道幅も狭く行き止まり道路であるため、大変危ない状態であるように思われます。そこで、都市計画道路が完成した後に、新清洲駅の利用者が現在の駅舎、また、仮線時での仮駅舎までの通行することにつきまして、安全対策等をどのように考えているのかお聞きします。

- 3 道路・水路の管理について。

日頃、市民や本市に来られた方が安全に通行できるように市道の維持管理に努めてみえ、大変御苦労さまでございます。

そこで、市道の危険箇所などの把握を職員によるパトロール、市民からの電話やメール、スマレポきよすでの情報提供により維持管理を行っていると思われていますが、そのことについて、以下の質問をいたします。

- ①市の職員による道路パトロールは、どれくらいの頻度で行っていますか。
- ②本市が管理している道路・水路で、合併後、管理瑕疵による事案は何件ほどありますか。
- ③スマレポきよすによる市民からの情報は、年間どれくらいありますか。
- ④市の現業は、どのような体制で職務を行っていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

新清洲駅周辺まちづくり課長の前田です。

①についてお答えさせていただきます。

用地取得の状況につきましては、新清洲駅北土地区画整理区域と駅南拡幅に伴う道路付け替え部分を除く仮線用地部分で、権利者85件のうち10月末時点で40件の契約を締結しており、進捗率は47.1%になっております。

駅南拡幅に伴う道路付け替え部分につきましては、権利者9名ございますが、まだ契約件数0件となっております。

新清洲駅北土地区画整理事業における用地確保状況につきましては、全体確保権利者が16件で、そのうち買収権利者が10件、借地権利者が6件となっております。そのうち買収済み権利者が8件で、残り2件につきましては令和4年度に買収を予定しております。借地につきましては、権利者数が全部で6件ありますが、鉄道の仮線工事着手に合わせて、令和7年度からの借地契約を予定しております。

稲沢市につきましては、全体で権利者71件のうち20件の契約を締結していると伺っており、進捗率は28.2%になっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

御答弁ありがとうございました。

駅の南側の用地について、今年3月の一般質問をさせていただいたときと変化がありませんが、何か理由があるのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

駅南拡幅に伴う道路付け替え部分の用地買収につきましては、仮線用地以外の鉄道高架事業に起因して必要となる用地で、全額、国・県からの補償金による公共補償となっております。そのため、国・県との年度協定を締結してからの各地権者との契約になるため、年度内に協定の締結に向けて協議を今、進めている状況でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

南側について今年度中に買収する予定とかございますか。

議長（八木 勝之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

既に3件の地権者とは話を進めておりまして、おおむね御理解を得られとるような状況でございます。協定締結後にこの3件につきましては、今年度中に契約をする予定でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

ありがとうございました。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

②についてお答えさせていただきます。

仮線の整備を部分的に施工できないかにつきましては、仮線工事を着手するには連続した用地確保がどうしても必要となってきます。市としましては、仮線工事に着手するため、令和5年度までに必要な用地を取得し、令和6年度に仮側道の整備を完了して、令和7年度から仮線整備の施工に支障がないように努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

用地買収は地元に対しても大変大きな仕事でございます。そして、先ほど答弁いただいた進捗率、清須市が区画整理を除いて47.1%、そして稲沢市が28.2%ということで、私としては進んでいるかなと思いますが、大きな事業でございますので、地権者の皆さんに御理解をいただいて、立ち退いていただかなきゃいけないものですから、令和5年度までということですが、

大変厳しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

次、よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

2についてお答えさせていただきます。

新清洲駅前の安全対策につきましては、議員が言われましたように、現在、駅北側の乗り入れ道路につきましてはロータリーもなく、車で送迎される方は道路上に止め、歩行者と交錯するような危ない状態ではありますが、都市計画道路新清洲駅前北線と暫定ではありますが、駅前広場が供用開始することで歩道と暫定の駅前ロータリーができ、歩行者と車は分離され、駅前広場内で車の退避する場所もできるため、安全に車からの乗り降りや通行することで安全が確保されるものと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今、答弁いただいたんですが、鉄道利用者が今までより安全に利用できることになるので安心しましたが、しかし、これらの鉄道高架事業の工事の状況により歩行者が通行する駅の改札まで動線が変わると思われませんが、どのような周知をされるのか、お答えください。

議長（八木 勝之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

駅の利用者及び近隣住民に対しましては、工事全体のスケジュールの中で駅の利用動線が変わるなど、駅利用者等への影響が生じるタイミングを捉えて駅構内及び工事内での掲示や地元回覧、ホームページで適宜お知らせするなど、利用者が円滑に利用できるように取り組んでまいります。

また、同様に、駅を利用している生徒が見える五条高校とかにつきましては、駅南口からの利用形態が変更になるタイミングを捉えましてお知らせしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

駅の今の道路のところですけど、私もたまに朝、駅まで行くんですけど、通勤・通学者が右側通行をされる方や左側通行をされる方がばらばらなんですよね。これは大変危険なんです。中学生もあそこを通学に通りますよね。その辺もどうかきちんと交通ルールを守るようにして、今の道路は狭いですから、18メートル道路ができればそんなことはないと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、3の①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課長の松村です。よろしく申し上げます。

3番目の道路・水路の管理についてのうちの①について答弁させていただきます。

市の担当職員が市内の現場に出向く際に、道中の舗装状態や排水施設の状態を随時確認しております。

併せて、他の部署の市職員からも、道路の破損やカーブミラー等、道路付属物の破損等の連絡を受けております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

現場に出向く際にパトロールを実施するとの答弁でしたが、どのような体制を取っているのでしょうか、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課の職員におきまして、概ね2人で現場に出向いて確認等を行っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、3の②に質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

2つ目の管理瑕疵の件数につきましては、本市が管理している道路の管理瑕疵の件数につきましては、合併後、これまでに16件ありました。また、水路の管理瑕疵についてはこれまでございません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

ただいま道路の管理瑕疵16件との答弁ですが、原因はどのようなものでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

原因につきましては、市が管理している道路上のアスファルトが剥がれまして、そこに穴が開いているところを車両が通行して破損したもの、また、雨水の集水枡の蓋が腐食等によって破損して、転倒だとか破損がしたというのが主な原因でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

道路の穴が開いていて車両が破損したとのことですが、16件の事故内容の内訳はどういうふうでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

16件の事故のうち自動車の車両については10件でございます。道路に開いた穴を通行したためにタイヤがパンクしたとか、タイヤのホイールが破損したというようなことになります。

また、タイヤがはまったために車が傷ついたというような事案になります。

自転車の通行したということでタイヤのパンクが1件ありまして、これも道路上に開いた穴を走行したことによります。

人の負傷につきましては4件ございまして、雨水桝の鋼鉄製の蓋が腐食等により転倒して負傷したというものがあります。

その他に1件ということになります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

いろいろ大変だと思いますが、適切な管理でこれからもどうか努めていただきますようお願いして、次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、3の③の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

③のスマレポの情報について、令和2年度からスマレポきよすによる通報を実施しておりますが、令和2年度は年間で158件ありました。令和3年度につきましては10月末までですけども、68件の通報がありました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

スマレポによる通報件数が令和2年度158件、令和3年度が10月までに68件との答弁でしたが、土木課が管理する案件はどのようなことでしょうか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課が所管する案件の通報件数につきましては、令和2年度の158件のうち118件ございました。令和3年度は68件のうち59件の通報になります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

土木課の件数が多いように思われますが、118件、令和3年度59件の中で、通報内容には主にどのようなものがありましたか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

令和2年、令和3年度とも最も多いものが、先ほどの質問でありました道路管理瑕疵でもありましたように、道路上に開いた穴の補修だとか修繕になります。そのほかに道路側溝の修繕や雨水樹の蓋の修繕等になります。

また、カーブミラーが車が当たったりして方向が違うということで、角度の調整等の通報がございました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

ありがとうございました。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、3の④の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

④の質問にお答えします。

土木課におきましては、3人の現業職員が在籍しております。この3人1班体制で道路施設等の維持修繕などを行っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

3人の方がどのような作業を行っているか、お願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

スマレポきよすとか市民や市政推進委員さんからの苦情や連絡を基に現地確認を行っておりまして、道路上に開いた穴の修繕、草刈りや先ほどのカーブミラーの角度調整など、現業職員で修繕可能な作業を行っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

それらの修繕の実績について何件ぐらいありますか、お願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

道路上の穴の修繕につきましては、平成31年度で589か所、令和2年度では552か所、令和3年度の10月末まででは376か所になります。

また、カーブミラーの角度調整につきましては、平成31年度が43か所、令和2年度が57か所、令和3年度10月末で39か所となっております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

現業以外が行う道路の穴の修繕や側溝清掃、カーブミラー、現業が行う道路の穴の補修や草刈り、カーブミラーの角度調整は、一般体制で十分対応できておりますでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

修繕の依頼件数や作業量が多い場合、また夏場どうしても暑いということで、体調管理を行わなければならない場合などがあります。こういった場合に、現在の一般体制では十分に対応できないということもあります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今、対応できないようなことの答弁でしたが、人員不足になるようなこともあるんですから、今後、人員の増強などについてはお考えはございますか。

議長（八木 勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

今後につきまして、適正な人員配置などを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

大変なお仕事でございますが、引き続き迅速な対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、久野議員の質問を終わります。

次に、野々部議員の質問を受けます。

野々部議員。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

議席番号10番、清政会、野々部 享でございます。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、特定空家対策についてお聞きいたします。

平成30年の空家数は、全国で849万戸と20年間で273万戸も増加しており、今後も空家の増加が予想されます。残念ながら、本市でも同様の傾向が見られます。

空家が発生する要因で一番多いのが高齢者の別の住宅への転居、老人ホーム等の施設への入所で、2番目に多いのが所有者の死亡だそうです。空家を適正に管理をしないで放置しておく、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害、放火による火災など、様々な問題を引き起こします。また、台風や地震により建物が倒壊したり、瓦や壁面が落下し、近隣の建物・車両・通行人などに被害を及ぼした場合、所有者は損害賠償など管理責任が問われます。

全国で放置空家が問題視される中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年に施行され、所有者等は適切に管理する責務があると定められています。市では、空家等の所有者に対し特別措置法に基づく措置を行います。空家は個人の財産であることから、所有者の理解が得られない場合は行政が介入することはできませんでしたが、それが可能になり、立ち入り調査の結果、適切に管理がされていないと判断された空家は、「特定空家」と認定されます。特定空家に対しては、助言・指導・勧告・命令・行政代執行の行政措置が行われます。勧告を受けた特定空家は固定資産税の特例が受けられなくなり、最大で固定資産税が6倍に、都市計画税が3倍になる可能性があります。

平成31年3月に本市では、空家問題が深刻化するおそれがある状況の中、そうした事態を未然に防ぎ、「安全で安心して暮らせるまち」としての魅力をより一層高めるために、「清須市空家等対策計画」を策定しました。計画では空家問題についての市の基本的な考え方を明確にし、放置空家への対応や放置空家を増やさないようにするための方策を体系化することにより、着実に施策を推進するとあります。この計画は平成31年度から令和5年度までの5年間となっていますが、定期的にこの効果の検証を図り、見直すところは見直し、実情に沿った施策を遂行していただきたいと思っております。

そのような状況下、本年8月、市内において、民家の入り口が倒壊し、捜査の結果、瓦礫の下から腐敗した男性の遺体が見つかるという痛ましい事件が発生してしまいました。

そこで、お伺いいたします。

①住宅・土地統計調査の結果での直近の住宅数及び空家数は。また、問題となっている空家の把握は。

②市民からの苦情（空家の樹木・雑草・ごみの管理など）は。

③特定空家の判断基準の運用（法律の運用）は。

④「清須市空家等対策協議会」の審議状況は。

⑤「清須市空家解体促進費補助制度」の現状は。

⑥「清須市空家等対策計画」における定期的な検証結果は。また、今後の課題、それに対する的確な方策は。

以上、お伺いいたします。御答弁、よろしくお願ひいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。

①についてお答えいたします。

平成30年度に実施された住宅・土地統計調査によりますと、本市の住宅数は3万2千550件、そのうち空家数は4千60件となっております。ただし、この数字は集合住宅の空家、空部屋等も含んでおります。

また、問題となる可能性のある空家として市が把握している件数は、約220件です。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

結構多いように思われるんですけど、この問題となる空家はどのように把握してみえますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

実態調査というのを行ってございまして、その流れとしては、これまでに市にあった通報件数ですとか、課税台帳上で所有者と納税義務者が違う物件、そういったものを抽出して、そのうちから460件ほど職員のほうで現地調査を行い、その中で現地調査の結果、外観上で空家として空家らしいもの、そういったものを把握しまして、それが約200件ほどありますので、そこに対

してアンケート調査、これを実施して把握したものでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

それらの空家の現在の市の対応状況を教えてください。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

これらの空家について定期的に職員のほうで現地調査のほうは行っております。そこで適正に管理されていないようなものについては、文書などで適正な管理をお願いするような指導を行っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

たしか平成26年だったかな、各ブロックに対して危険空家の所在の有無についての調査を実施した覚えなんですけど、その後、各ブロックに調査の依頼というのはしてみえますでしょうか。そして、またブロックから調査のいろいろ大変だった苦情だとか問題点は入ってますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

おっしゃるとおり、平成26年の際に市政推進委員の方に調査を依頼しました。空家を把握しているかどうかということでお聞きをしたんですが、その際に様々な問合せや御意見等は頂きましたが、空家対策については関心を持っていただいた方がほとんどであったと認識しております。

また、これ以降には市政推進委員等に調査の依頼はしておりません。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、空家の所有者にアンケート調査を実施したとあるんですが、その結果から、市が見えてきたことってというのはどんなものでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

アンケートの回収率が54.8%ありました。10年以上、空家となっている建物はそのうちの約38%ありまして、引っ越しや相続に伴って空家となるケースが多く見受けられました。また、市に対しては、相談窓口の設置や財政支援等を求める意見がございました。

この結果に基づきまして、空家の相談窓口といたしまして、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会などと協定を締結したり、危険な空家の除却支援の実施をしたところでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、アンケートの回収率54.8%ということなんですけど、アンケートを調査に対して出される所有者というのは空家に対しても理解はあると思うんですけど、回答がない空家というのは理解がないというか、この場合は所在不明のほうが多いんですかね。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

アンケートを出して所在不明という場合ですと、あてどころに尋ねあたりませんという形で返送されて来るはずなんですけど、そういった変更された件数というのはほんの僅かかでございます。したがって、ほとんどの方にはこのアンケートは届いているという認識でございます。

回答の返信がなかった方について、空家に対しての意向がどうであるかというのは不明ですが、大部分の所有者には空家であることの通知はできたのかなということを認識しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

そうすると、その後、アンケートとかいろんな手紙というのは出してみえるんですか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

回答がなかった方に対しては出してるというよりは、やはり近所の方ですとか通行する方からの問合せに対して指導に伺ったりですとか、文書を送付したりとか、そういったことを現在はやっております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

次のほうへ行ってください。お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

②市民からの苦情についてですが、近隣の方や通行される方などから、樹木や雑草が繁茂しているということや屋根や壁、建材の破損・飛散などの相談等を年間約30件程度いただいております。連絡をいただきますとできるだけ速やかに職員が現地確認し、所有者に対して適切な対応を求めているところでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

年間30件というともっと多いのかなと思って、私としては少なかったかなと思うんですけど。その苦情の対応で市もいろいろ対応してみえると思うんですけど、それで困ったことというのは何か例えばありますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

やはり一番困るのは、所有者の居所がつかめないとか連絡が取れない、そういった場合、なかなか手も足も出ない部分があるので、そこは対応に困っているということと。例えば、持ち主がたとえ分かってでも遠方に住んでみえる方、そういった方ですとなかなか連絡調整するのに時間がかかったりとか、あと長屋とかで一部のところには住んでみえる方がいるというところで、なかなか空家の扱いにできないような場所があったりですとか、所有者の方の資金力、金銭的な問題ということもございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

市民からの苦情というのは、私のほうへもいろいろ空家問題とか、樹木が隣地のほうへ飛び出ているからという苦情がいろいろ入ってくるんですけど。そういう場合だと、都市計画課ばかりでなくて生活環境課のほうも連携が必要だと思うんですけど、そこら辺はどんなもんなんでしょう。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

生活環境課との連携もそうですし、他の関係機関、そういったところに聞き取り調査をしたりですとか、あと近隣の住民の方にあてどころを尋ねたりですとか、もし所有者がお見えになった場合は、解体の補助金がありますよとか、相談窓口がありますよというような御紹介もさせていただいており、各部署との連携は図っておるつもりでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

ありがとうございます。

次のほうをお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

それでは、3番目の特定空家の判断基準の運用についてでございます。

危険度や指導の期間や回数、周辺から寄せられた苦情回数などを勘案して調査を実施する空家を抽出して、国のガイドラインに沿った判断基準を基に、市関係各課職員等、土地家屋調査士による現地調査を実施し、その結果を空家等対策協議会に諮り、危険と判断されたものを市長が特定空家と認定しております。現在4件が特定空家と認定され、そのうち3件は除却されております。残りの1件においても、現在、対応を協議中でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、ガイドラインに沿った判断基準、国のガイドラインに沿ってやってるということで、ある程度、市独自のガイドラインを持ってみえるのか、そこら辺の判断基準というのはいつ策定されたかということと、実際、現地調査を今、市の職員等もされるということですけど、どの課の職員が一緒に行ってみえるのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

まず、市の判断基準につきましては、平成28年11月に策定をしております。また、現地調査を实际伺った職員というのは平成29年に調査をしておりますが、その際は当時の防災行政課、都市計画課、税務課、生活環境課、産業課、健康推進課、企画政策課の7つの課の職員で現地の方に行っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

すると、そのときは職員がみんなそろってガイドブックみたいなものを持って調査されるわけですか。

議 長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

そのとおりです。

議 長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

特定空家の所有者の把握とか追跡調査というのは、市のほうではどのようにやってみえますでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

所有者の特定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法で定められておきまして、戸籍や登記簿、固定資産税台帳やライフラインの回線情報、そういったものが解析できるということになっておりますので、そういった情報収集を行っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

それで追跡調査をやって所有者が分かった。所有者に対しての接触状況というのは今はどんな状況なんでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

所有者の方が本市から近隣に住んでみえる方であれば、対面で御説明をさせていただいております。もし、遠方である場合は文書をお送りするというようなことで、なかなか対応できない方についても定期的にお会いするなり文書を送るなりというような対応を取っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

特定空家は難しいんですけど、住民の目線から見ると、特定空家に認定してほしいという、本当に特定空家の予備軍みたいなのが数多く見られるんですよね。私も地元を歩いていますと、新しく分譲住宅ができれば、分譲住宅の2階から見ると、裏の屋根が抜け落ちたのが見えて、本当に景観的にも、防犯的にも非常に悪い、残念な状況なんですよ。そういうことがあると本当にその認定というのは難しいと思うんですけど、そこら辺、現在の把握状況とか分かれば教えてください。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

危険と判定する物件の抽出については、平成29年度に整理しました空家台帳を基に、これまでの指導回数ですとか改善履歴、危険度、苦情回数ですね、そういったものを勘案した上で立入調査を行おうと考えております。

特定空家の認定に関しましては、その後の指導も含めまして多くのマンパワーが必要になりますので、今後順次、認定作業は実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

マンパワーで頑張って作業するという事なんですけど、そのデータの開示というのはされな
いということですかね、そこら辺をお聞きしたいです。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

空家といいましても、やはり個人の所有物になりますので、なかなか個人情報の開示というのは難しいです。

ただ、所有者の同意があった場合に限っては、市と協定に基づいた不動産協会ですとか宅建協会等、そういったところには提供が可能ということにはなっております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

では、次、行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、④の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

本市の空家等対策協議会の審議状況についてお答えさせていただきます。

空家対策協議会は、年間一、二回程度実施しておりまして、特定空家の認定や認定後の方針に対して助言等をいただいております。今年度7月に開催しまして、現在の特定空家の対応状況の報告に対して、様々な助言等をいただいております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

これは今、年に一、二回程度開催ということなんですけど、データを見ますと、協議会は平成31年2月20日から令和3年7月2日まで開催されてないんですね。それはどんなもんかということと、これは所管が防災行政課のほうから都市計画課のほうに変更になっていることも影響しているのかなど。そんなことはないと思うんですけど、その間、開催されなかったのはどうしてですかね。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

平成30年度に特定空家を4件認定しまして、その特定空家の勧告をするということが決まって、令和元年度に協議会で諮った方針どおり勧告を実施しております。

令和元年度と2年に関しては、その勧告に基づいた通知でどのような動きがあるかというような状況を見定めたということもありまして、協議会への報告事項ですとか協議事項がなかったため開催のほうはされませんでした。しかしながら、空家に関する相談とか通常の対応は実施を

しておりました。

その間、令和2年4月から特定空家に関して固定資産税が上がったことによるものであると考えますが、令和2年度末には、特定空家4件中2件の除却が完了しております。令和3年7月に実施した協議会において、その勧告後に除却に至った物件の報告ですとか、現在残ってる特定空家の協議について指導・助言等をいただいたところでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

特定空家4件のうち3件が除去で、あと残り1件がまだ残ってる。その残り1件というのは私の地元の土器野にある空家なんですけど、この認定時期というのはいつでしたかね。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

平成30年7月になります。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

所有者の所在が長らく把握できなかって、先日聞いたお話ですと、何とかここへ来て接触ができたと同っておるんですけど、認定がここまでかかった経緯というのはどんなものでしょう。皆さん、本当に苦勞してみえるもので、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

認定からの時期につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、手続的にも指導して勧告をして、その後、対応がなければ今度は命令というものを出して、それでも従わない場合、代執行という形になりまして、それぞれの手続、個人の財産に対して制限をかけるということなので、それぞれの通知等に対して相応の期間を設けなければならないということになっております。したがって、特定空家と認定しても基本は所有者の方で管理をしていただかないといけないと

ということなので、粘り強く適正な管理を促すということで、どうしても時間がかかるものでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

いろいろ方策があるんですけど、地元の方は早いとこ代執行して取り壊すように市はやってらどうだということもよく聞くんですけど、そこら辺の考えというのは今ございますかね。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

今回の特定空家も1件残ってるものも、先ほど議員おっしゃったとおり、所有者のほうと最近連絡が取れて、前向きに検討していただいている状況にはなっております。ただ、それがもしかなわなかった場合というのは、勧告を出しておりますので、当然、今度命令、それでも駄目なら代執行というような、法にのっとった手続はやっていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

何でもかんでも代執行、ほかってけば市がやってくれるでいい、というふうに思われとってもいけませんので、そこら辺の判断はよろしくお願いいたします。

今後、いろいろ会議をやって、特定空家の認定する予定というのはあるんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

一応、今年度年明けにはなるかと思うんですが、新たな特定空家を認定する準備ということで、年明けに立入調査ができるような準備をして、できれば今年度中に空家対策協議会に諮れるような状況に持っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

ぜひ、積極的に動いていただきたいと思います。

次、行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、⑤の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

清須市空家解体促進費補助の現状についてお答えさせていただきます。

この空家解体促進費補助は1年以上住んでいない危険な木造住宅が対象となります。所有者の解体を進めていくきっかけに役立っていると思われれます。補助件数につきましても年々上昇しており、今年度は10件の解体補助を行っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

これって、啓発というのはどのようにやってみえますか。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

市の広報紙で年3回ほど、あとはホームページでは随時お知らせをしていただくとともに、窓口パンフレットは常備してあります。

また、苦情とか御意見を頂いた方への指導をする際に、文書の中にそういったパンフレット等を同封して啓発を図っている状況でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

解体費、たしか先着で年間に10件と書いてあったんですけど、解体費のほうも工事費の3分の2で、上限がたしか20万円というような把握をしているんですけど。その20万円というのは、私から思うともう少し上限を上げられないのかなと思うのと、今、本年度も10件来てとありますと、まだ本年度は4か月あるんですけど、本年度に10件を超えた場合に、先着10件と書いてあるから打ち切るのか、必要に応じて増やしていかれるのか、そこら辺をお聞きしたいんです。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

今年度10件というところなんですが、予算上、先着10件ということで広報紙等にもお知らせをさせていただいておりますので、原則としては、もし相談があった場合は、翌年度以降にお願いできないかというような御相談はさせていただいております。

ただし、特定空家に相当するような住宅とか緊急度が高いというような判断をされるようなものについては、個別に対応できればというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

そこら辺は柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

では、次へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

最後に、⑥の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

空家対策計画における定期的な検証ですとか今後の課題、課題に対する対策についてということでお答えさせていただきます。

空家問題に関する相談窓口としまして、愛知県土地家屋調査士会、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と協定を締結しまして、空家の適切な管理や利活用などに関する御協力をいただいております。また、空家台帳をデータベース化しておりまして、頂いた報告内容や実施した対応情報を随時更新しております。

これまでもできるだけ迅速な対応を心がけておまして、危険な空家は少しずつではありますが、減少傾向も見られております。しかしながら、少子高齢化など、様々な社会情勢の変化によりまして、今後、空家等の増加が見込まれるとは思われますので、そもそも空家を発生させない啓発活動や相続対策などを福祉関連部署、高齢者の方のお一人暮らしから施設へ入る場合ですとか、そういったところで空家に対しても相談ができるような形で、様々な関係機関と連携を図って空家問題を取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

野々部議員。

10番議員（野々部 享君）

今、言われましたように、11月18日に清須市は全日本不動産協会本部と空家などの対策に関する協定を結び、空家の適切な管理や利活用の推進など連携を図るといような記事が中日新聞に掲載されておりました。協定では空家所有者が専門家に相談できる体制を構築するなどして対策を進めていくとありました。

そのほか、宅建協会や関係団体とも連携を図り、アドバイスを受け、よりよいお知恵をお借りして問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

しかしながら、この空家問題というのは本当に個人の財産に関わることですので、やはり所有者の御理解と御協力が不可欠であると思われまます。庁内の関係部署との連携を密にして、積極的に所有者に接触を図っていただきまして、早期の問題解決を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、野々部議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時ジャストより行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（ 時に午前11時55分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お待たせをいたしました。

次に、松岡議員の質問を受けます。

< 1 番議員（松岡 繁知君）登壇 >

1 番議員（松岡 繁知君）

それでは、議席番号 1 番、清政会、松岡繁知です。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

私からは、ウイズコロナ社会へ向けた持続可能な観光についてでございます。

コロナ禍の影響により、新しい生活様式に対応して、3密を回避しやすい屋外や個人・家族など少人数でのマイカーを利用した旅行が好まれるなど、観光スタイルにも変化の傾向がみられております。本市は、観光客が集まる名古屋市と隣接し、歴史上においてもつながりが強く、誘客に適した市だと私は感じております。

また、愛知県では、2022年ジブリパーク開園、2026年アジア大会開催など、県内にインバウンドを含めた人の流れが予測されており、コロナ収束後に行きたい国として、「日本」はアジア居住者の行き先の1位に、欧米豪居住者では2位となっており、訪日意欲は依然として高くなっております。中長期的には新型コロナウイルスの脅威さえ払拭されれば、これまで以上のインバウンド需要が生じることが予測されております。

本市にある多様な地域資源を活かすことにより新たな観光価値を創出し、経済の発展に結びつけるとともに、「地域」、「住民」、「観光客」のニーズに対応しつつ、環境に配慮した経済や社会全体の発展につなげる「持続可能な観光」に取り組むことが必要だと感じております。持続可能な観光を行うためにも観光資源をしっかりと活用・発信し、コロナ収束後も本市に人の流れが生まれ続ける取組についてお尋ねをさせていただきます。

①このコロナ禍を経験し、安心・安全な観光誘客が大前提となりますが、ソフト面・ハード面における取組について。

②ある意味、観光のリスタートとも言えますが、力強い再開、新しい観光への打ち出しなどの取組について質問させていただきます。

③観光におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用について。

④持続可能な観光における人材育成、組織について。

質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課長の梶浦でございます。

大前提となる安心・安全な観光誘客におけるソフト面・ハード面での取組について答弁させていただきます。

コロナ禍における観光施設の運営は、来場者に一定の制限や規制の負担をお願いするものですが、清洲城やふるさとのやかたでもソーシャルディスタンス確保や手指消毒徹底などを基本として、感染拡大状況に応じ、来場者の記帳や入場制限などで対応してまいりました。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今後の対応について新たな取組などは予定されておるでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

今後につきましては、感染者数の推移や政府が推進しますワクチン検査パッケージ等の動向に注視し、基本的には従来と同じ対策になりますが、本市公共施設と足並みをそろえ、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

こちらの質問でもそうですけども、安心・安全が大前提となることとともに、最大のセールスポイントにもなると私は思っております。

今、答弁されました消毒、検温、マスクの着用などのソフト面の取組がベースとなってくると

思いますけど、私も行かせていただいた豊川市の豊川稲荷で行ったイベントは手指消毒するための消毒の設備が花びらが舞うような整備になってまして、来た方がそれが目的として来る方も見えましたし、そういう取組が新たな本市に来る理由の一つにもなるんじゃないかなと思っておりますので、本市でもそんなような取組をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に、お願ひします。

議 長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

力強い再開、新しい観光の打ち出し等の取組について答弁させていただきます。

これまで本市の観光施策につきましては、清洲城とその歴史にやや傾注し、清須越しや大河ドラマ、映画などの時世イベントを活用し、進めてまいりました。もちろん、今後も清洲城や織田信長公を基軸とする施策に大きな変更はありませんが、大きなテコ入れを行う上で、清須観光のイメージをつくり上げるところから取り組んでまいりたいという考えです。

具体的なポイントについては2点でございます。

市観光協会が主体とはなりますが、1点目が観光消費のための特産品開発、2点目が情報発信コンテンツの刷新、特にものづくりのまちならではの観光協会会員の強みを活かせるような観光・産業情報を発信していけるような配慮をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今のポイントに挙げていただいた特産物の開発とその情報発信のコンテンツということで、地元が潤うような武器として時世イベント、特産物の開発ということだと思っておりますけど。それと合わせながら、情報発信、セールスにつながるということがうまくかみ合っていくような取組を期待しております。その中で具体的に進めているようなことはありますでしょうか。スケジュールを含めてお願ひをします。

議 長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

観光協会の情報発信のためには、1つはホームページの全面リニューアル、2つ目は観光と産業のいろいろな角度から市の魅力紹介を行います情報冊子の製作、3つ目は話題性を喚起しまして、市への来訪を促進するショートムービー、いわゆる動画の制作です。これらはいずれも今年度中の供用開始を予定しております。

なお、観光消費の観点から申し上げますと、ランチ需要を満たすことで観光客や休日市民の市内滞在時間を延伸し、食による活性化を図るため、市民協働手法や店舗からの発案によりまずご当地グルメ開発を行いました。昨日から市内参加店舗で市民の皆様が楽しみながら食べ比べをしていただけるシールラリー企画によりまず提供を開始する清須からあげまぶしがそれになります。これらの市観光協会情報発信につきましては、ご当地グルメのほか市内事業者の優れた技術を応用した商品の紹介など、最終的に市内企業や事業者の物販につながるような清須の魅力発信を目指しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

12月から始まりましたからあげまぶしということで、商工会の方の飲食店店舗も多く参加して、結構、力を入れてやっていくという話だったので、今後ともこちらの発展のほうもよろしくお願いします。

もう1個前の答弁中でありました清洲城や織田信長公を機軸とした取組ということでありましたが、そちらのハード面について少しお伺いしたいんですけど。私を感じるに、現在、清洲城へ来られた観光客の方が駐車場、総合福祉センター南側の大型駐車場を使うことが多くあると思うんですけど。そこに止められて堤防にすぐ上がる階段を上って大手橋に出て清洲城に行くという動線が一般的だと思うんですけど、さらなる清洲城周辺の魅力向上のため、織田信長公の顕彰祭が行われている緑地の場所があります。そこに入る入り口看板などの改修改善を行うことにより、より期待感ある動線ができると思うんですが、そういう取組についてはどうのお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

清洲古城跡公園につきましては、信長公を祭る小社がありまして、清洲城が本来存在した場所としての観光情報発信や現地での案内強化は今後検討する必要があると考えております。

その時期でございますが、将来的な清洲ふるさとのやかたの長寿命化工事や公共下水接続に伴います古城跡公園内の浄化槽撤去などを鑑み、今後改修に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。期待しております。

また、動線の拡充ということで、織田信長の銅像が清洲公園への動線も今後の改善箇所だと私は思っていて、駐車場からふるさとのやかたに寄っていただいて、そこで何かを買って清洲城に行く理由ができ、そこから今度は清洲公園に行く理由ができ、また、こっちの駐車場へ戻ってくるといような、その一帯を回るような取組を構築することが観光消費とか長期の滞在時間につながっていくと思いますので、今後の取組の1つとして要望させていただきます。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

観光におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用について答弁させていただきます。

スマホ所有が当たり前の世界となりまして、デジタル社会におけます観光施策は重要な課題と認識はしています。これまで観光施設におけるネット環境の充実やARを活用した記念撮影アプリ導入などを行ってまいりましたが、コロナ禍で大きく変貌しましたインバウンド需要等に鑑み、一旦、事業を整理しまして、新たに市内の見どころや飲食店舗の情報がスマホで簡単に、より詳しく入手が可能となるようなデジタルマップの実装を予定しています。

以上です。

議長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

D X（デジタルトランスフォーメーション）という大きい題材になっていますけど、今回の取組でデジタルマップというものを作るということなんですけど、それはどのような機能を想定して、いつ頃開始する予定でいますでしょうか。

議長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

デジタルマップの目的につきましては、市内の周遊促進でございます。検索機能やデジタルスタンプラリー機能の他、店舗で使えるクーポンの利用なども視野に検討を入れております。

使用開始時期は未定ですが、来年度早期の供用開始を予定しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

観光のデジタル化というのはどこの市もやってまして、もはや現代において当たり前となっておりまして。その中で複数の技術を掛け合わせた新たな技術の開発や、技術と観光資源との掛け合わせによる相乗効果を生み出す技術開発によって、体験価値の向上や先ほど言いました観光消費の増加につながっていくと私は思っております。

また、デジタル化によって全世界を含めた幅広い方への情報周知やデータ分析などの簡素化できる部分も期待されております。人々の生活をよりよくするためにも、今後のデジタル化への変革をお願いしたいと思います。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、④の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

持続可能な観光における人材育成、組織について答弁させていただきます。

本市の観光施策におけます人材育成としましては、ガイドボランティアやボランティア武将隊などを市の主導で組織してまいりました。現在は市観光協会がその運営支援を行っております。しかしながら、コロナ禍での活動制限や自粛、高齢化などによりまして、遠くない将来、その存続自体が危ぶまれています。

市観光協会は民間人をトップとする役員体制で運営しており、市民参加の観光まちづくりを推進できる唯一の団体だと考えております。御質問の持続可能な観光まちづくりの主体として、市観光協会の役割は今後ますます重要になると認識しており、市は当団体の組織強化を支援してまいります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今の答弁の中で観光協会の組織の強化というのは今後の観光・まちづくりの担い手の育成ということだと思うんですけど。本市では現在、具体的にどのような組織への強化・支援を行っておりますか。

よろしくをお願いします。

議長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

国・観光庁は地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として多様な関係者とも協働し、明確なコンセプトに基づいた戦略策定の下、その戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくり法人、いわゆるDMO認定制度を推奨しています。本市では昨年度から取り組んでおります地方創生推進交付金充当事業、中小事業者の稼ぐ力創生と稼ぐ力を高めるための観光産業活性化プロジェクトにおいては、市観光協会をDMO候補として登録することを目指しております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

では、DMO化とは関わりなく、今の現状の観光協会が抱えている課題というものについて聞かせていただきたいと思います。

議 長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

全国的に観光協会の実情につきましては、自治体の補助金なしでは運営ができない状況です。また、収益性を高め、自立することができていないと考えております。本市の観光協会も同様の課題を抱えておりますので、特産品開発などを今後も積極的に行いまして、収益性を高めるとともに、観光協会の加入メリットを感じられるように地域ぐるみで観光消費をつくり上げる取組、また企画を継続的に実施していくことが必要だと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

私も感じるに、そういうところもちろん今の課題ですね、補助金なしでは運営ができないという部分も含めて、今後のDMO化に向けては難しい部分がたくさんあると思いますけど、そこを乗り越えて、ぜひ観光まちづくり法人という形が私はいいいんじゃないかなと思っておりますので、今後こっちに進めるような取組をお願いします。

本市は市民協働などにおいても、本市においてはすごく活動的、活発的であると私は感じていまして、現在の観光協会という部分においては、関係者の巻き込み、データの収集・分析、民間的手法の導入が十分には行われていないように感じております。ですけど、多くの市町でも同じ意見でありまして、現状は運営費だけでは人手が足りない、恒例化されたイベントをこなすだけで手いっぱい、ほとんどが役所職員で行っている、役職者は名誉職に近いので実務には携わっていないなどの意見があります。これは本市でも当てはまる部分だと思っております。今後は来て

もらうための観光地プロモーションに力を入れていって、本市の情報を市外、県外に発信していければと思っております。

地域における観光関連、商工業間の合意形成は行われているんですけど、知ってもらう、来てもらうためのマーケティング、戦術、戦略を立てたP D C Aサイクル、費用対効果の分析・仮説・立案を推進していくための組織を目指し、持続可能な観光を推し進めていくためにも、このコロナ禍明けが新たなリスタートであり、ウイズコロナが改革への一歩だと思っております。

国も持続可能な観光ガイドラインというのを作成しておりますし、愛知県においても、2024年ステーションA Iという施設をオープンします。2025年、愛知県新体育館がオープンします。そして、2027年にはリニアが開通し、県内のハード面においてもこの数年で整備がどんどん進んでいきます。このデジタル、スポーツ、教育、そして本市の立地資源を活かしながら、各課一体でいま一度、観光において強烈な取組を期待し、本市、清須市に人が呼べる観光地域を目指すことを要望しまして、私からの質問は終わります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

次に、岸本議員の質問を受けます。

岸本議員。

< 17番議員（岸本 洋美君）登壇 >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず、第1点目、胃がん対策について。

がんは1981年以降、日本人の死因のトップとなっております。生涯のうちにがんになる確率は、男性の65%、女性の50.2%と約2人に1人で、また、3人に1人はがんで亡くなっています。中でも胃がんについては、がん死亡数の第3位となっています。しかし、最近は医学の進歩で治るがんも増えており、早期発見・早期治療が大事であることは言うまでもなく、そのためには「がん検診」が有効であります。

そこで、胃がん対策についてお尋ねいたします。

本市では現在、胃がん検診は集団・個別検診でのバリウムによるX線検査と個別検診での内視

鏡検査が行われています。対象年齢は集団検診が40歳以上、個別検診は50歳以上となっています。直近の令和2年度はコロナの影響により集団検診は実施されませんでした。個別検診受診者393人中2人のがんの発見がありました。

近年、胃がんの発がん因子としてピロリ菌が最大の原因であると言われ、国も認めているところでもあります。ピロリ菌は胃の中に好んで住みつき、胃の壁を傷つけ、感染しても多くは症状がなく、気づきにくい細菌で、1980年代に発見されました。胃がんの患者の95%、今では98%とも言われていますが、ピロリ菌に感染しているデータもあり、ピロリ菌の除菌によって、がんの発生率を3分の1以下に抑えられるとのこと。

ピロリ菌の感染率は、10代では10%以下に対して50代では約50%、60代以上では80%と言われています。そして、2013年には、ピロリ菌が引き起こす慢性胃炎に対する除菌治療に健康保険が適用されるようになりました。それ以降、国内の胃がんによる死亡者数は着実に減少しており、専門家も将来の胃がん撲滅に期待をしているそうです。

そうした中、名古屋市はこの10月から20歳から39歳の若者を中心に胃がんの主な原因とされるピロリ菌の無料検査を実施し始めました。検査は採血によるピロリ菌の抗体検査を行い、感染の有無を調べるものです。陽性の場合、除菌すると胃がんのリスクをほぼ防げるそうです。除菌は内視鏡検査の後、1週間の服薬治療をします。

また、ピロリ菌に感染しやすい時期は胃の発達が未熟な乳幼児期までと言われ、親などから子どもへの家庭内感染が主なルートとされています。その子育て世代の20歳から39歳は、現在、本市では胃がん検診の対象にもなっていません。最近では中学生にピロリ菌検査を行う自治体も増えています。

成人保健対策の一環として、胃がんのリスク因子とされるピロリ菌検査を実施することで、市民が将来の胃がん発生のリスクを認識し、適切な治療を受けるなど健康保持につながるものと確信します。また、市として高額医療費の抑制にもつながります。

本市においての胃がん対策のお考え、また、ピロリ菌検査への補助についてのお考えをお尋ねいたします。

2点目、高齢者世帯へのエアコン設置補助について。

コロナ禍で外出を控える高齢者へのエアコンの購入費を補助することについて伺います。

夏の熱中症患者の半数以上は高齢者と言われています。加齢により暑さへの体の調節機能が低下するため、温度調整が求められます。名古屋市では昨年6月から8月、熱中症またはその疑い

で1千26人が救急搬送され、その6割が65歳以上とのことでした。そうしたことから、本年、高齢者非課税世帯にエアコンの設置補助（上限7万1千円）が新設されました。

また、東京都狛江市では、昨年、内閣府の調査を参考にエアコンを設置していない世帯を抽出したところ、高齢世帯4千259世帯中、エアコンを設置していない世帯は387世帯で、うち43世帯から申請があったそうです。

市の担当者は「自宅で過ごしているだけでも熱中症のリスクが高い。できる限り設置してほしい」と呼びかけたとのこと。他の自治体でもこのような取組が実施されています。中でも、一人暮らし高齢者の方は周囲に気づかれないことも多く、ニュースなどで、亡くなったとの報道もよくお聞きします。非課税世帯など経済的に厳しい方々の命を守る意味からも、エアコン設置の補助の導入を強く要望します。お考えをお聞かせください。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

御質問についてお答えをさせていただきます。

胃がん対策として、本市では現在、胃部X線検査と内視鏡検査を集団検診と個別検診で実施しております。令和2年度はコロナの感染予防の理由により集団検診を中止し個別検診のみにしたこと、また、個別検診においても受診控えもあったことにより受診者数は減少しましたが、令和3年度の受診者数は回復傾向にあると捉えております。今後も胃がん検診の対象としている40歳以上の市民の方に受診勧奨を継続してまいります。

ピロリ菌検査については、胃潰瘍、萎縮性胃炎、胃がん等の早期発見や予防を目的として実施をされる検査です。愛知県内でも幾つかの市町がピロリ菌検査の補助を実施しておりますが、その対象者や対象年齢、検査方法などは異なっております。この検査については、「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」によると、公費負担で市町村が実施する「対策型検診」に「実施を推奨しない」となっていることから、本市では検査の補助は考えておりません。

今後については、胃部X線検査と内視鏡検査を継続し、国や県のガイドライン等を注視するとともに、他市町の検査の受診状況や検査結果などについて調査・研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

今、御答弁様々、ありがとうございます。

令和2年度はコロナ禍で受診控えといますか、集団検診を中止したということもございました。ピロリ菌のことは後でまた申し上げますが、まず、本市のがんの検診率、一番分かりやすいところで結構ですので、検診率、また発見率、分かれば死亡数といますか、大まかで結構ですので、現状を教えてくださいませんか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

令和2年度につきましてはコロナの影響がありましたので、受診者数が少ないのと、令和3年度につきましては現在まだ実施をしているところですので、令和元年度の受診者数と受診率についてお答えをさせていただきます。

胃がん検診におきましては、清須市では1千762人の方が受診をされて、受診率は11.0%となっております。その中でがんが発見されたのがお一人です。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

今、胃がんのことをおっしゃったんですが、胃がんなら胃がんのことでいいんですけど、これって大体県内では受診率はどのような位置にございますか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

愛知県の保健医療局長より出されている県内の市町村の受診状況をまとめた令和元年度各がん検診の結果報告というものがございまして、その数値を見ますと、愛知県の平均は胃がんの検診は8.2%の受診率となっておりますので、愛知県の平均よりは少し本市が受診率は高い状況にございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

県よりは高いよということでございますね。

それで全体ですけど、分かればですけど、例えば市内で、がんが原因で亡くなられた人数とか、もし、それが分かるとしたらどのようながんが原因で分かるとか、そういったデータとかはございます。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

亡くなられた方の死因に関しましては、データとしては。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

質問を変えます。

例えば、がんで亡くなられた方で胃がんで亡くなった方というのは、人数とかは分かかりますか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

がんで亡くなられたというものはあるかもしれないですけども、細かい部位に関しましては申し訳ございませんが、データとしては持っておりません。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。結構です。

では、全国のデータで出ているので、胃がんの死亡者数というのは年間約5万人いるんだそうです。その半分は80歳以上、そういったこれまでのデータがあるそうですけども。その中で20代から30代は何人いるかといいますと、約1千人から1千200人いるんだそうです。こ

の若年層の人数はずっと変わらないんだそうです。そのほかの年代の人数は除菌に保険が適用になったので、そこから13%ぐらい減ってるといったデータがあるんですね。

また、一方では、除菌のことで申しますと、80歳以上ぐらいになると除菌をやってもやってもまたピロリ菌が住んで、除菌の効果がだんだん薄れていくと。そうしたことで胃がんの半分は80歳以上の方が亡くなるんだよといったデータがございましたので、ここで参考までにと申し上げます。

さっきコロナ禍のがん検診で令和2年度ございました。せんだって中日新聞に出ておりました。受診控えといいますか、外出してはいけないよということでございました。2020年は前年度に比べて新規のがんの患者が6万人減ったよと。その中で一番多く減ったのが胃がんだったんですね、11.2%。御存じだと思いますが、こうした中で不要不急には当たらないといった見解も出てるんですが、がんの検診というのは、早期発見、早期治療が大事とおっしゃっているように、そうした中での市として令和2年度は集団検診はやりませんでした。令和3年度はすぐ来ます。今後、またコロナ禍の中での市の検診の取組をお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

コロナ禍における検診の在り方なんですけども、まず、今年度に関しましては、国のほうが不要不急の外出に当たらないということでしたので、広報のほうも4月、5月、6月、9月、12月とできる限り多く広報のほうにも健診やがん検診を受診いただけるように勧奨をさせていただきました。

今年度につきましては、いつも保健センターなどでお申込みをいただいているがん検診を電話でのお申込みというふうな形に変えて、密にならないような検診の申込みの方法に変更させていただきました。

来年度に関しましても、方法を密にならないように、申込みも、受診のときも密にならないような方法とあと個別健診のほうを引き続き勧奨をしてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

岸本です。

こうした中での検診はやらないわけにはいけないよということで、やっていかれるんですが、本当に様々神経を使われることと思いますが、さりとて、多くの方に検診は受けていただきたい。こうした中で様々お知恵を発揮されて、密にならないよということをも根本に置かれてやっていかれると思います。

ここで少し私事で大変恐縮ですけども、昨年今頃、検診を主人と共に受けました。何の検診かというと、胃の内視鏡検査なんですね。毎年受けているんですが、集団でX線バリウムを飲んで受けてたんですが、おっしゃったように集団検診がなく、地域の医療機関で内視鏡で行いました。結果、私も主人もピロリ菌があることが分かりまして、私は除菌の薬を1週間服薬して、最終呼気検査で除菌ができました。

ところが、主人は病理検査、疑いがあるよということで、また他の医療機関を紹介されて、結果、1ミリよりも本当に小さい0.007ぐらいのがんが見つかりまして、内視鏡で取ることができました。恐らく先ほど読み上げました三百何人の中の2人がうちの主人かなと思うわけですが、何が言いたいかと申しますと、こうした検診が大事。そこで見つかって除菌をして、こうして軽く済んだと、こうした体験を自らしたものですから、皆さんに御報告だけさせてもらいたいと思います。

先ほど言いましたように、やっぱりコロナ禍であっても検診していく。そうしたことで取組をおっしゃったので、次の質問に参りますが、ピロリ菌については国のガイドラインにX線と内視鏡しかないから、やらないよだったんですが、県内では、また全国的にもピロリ菌の検査を特に若い年代にやってるんですね。そうしたときに、ピロリ菌とは何ぞやと思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、ここの中にもピロリ菌がいた、除菌したと、特に50代以上の方は大方があるらしいのですが、そもそも昔は井戸水を飲んでいたら土の中にヘリコバクターというらせん状の細菌がいたよということで、大抵、井戸水を飲んでいたら人はあった。それが今度は子どもに食事のときにそしゃくしたりして、家族で御飯のときに子どもにうつって行って、どんどんうつっていく。ですから、3歳、4歳の頃からずっと持つてくるよということなんですね。

国内では約3千500万人がピロリ菌感染者ではある。特に胃炎とか胃潰瘍、胃がん、十二指腸を起す。子どもの頃に感染して、一度感染したら、多くの場合は除菌しない限りずっと持つている。

ある方がおっしゃってました。部活やっていて、ポンプの水ををずっと井戸水飲んでいて、

最近、除菌したという、ある当局の方もおっしゃっていたんですが、そのようにみんないる。だけど、最近では井戸水というのはだんだん遠のいてきたもんですから、若い人にいる潜在率というか、それは少ないんですけども、ではピロリ菌の除菌が保険適用になって、ある程度のところから分かれば、それを除菌します。

しかし、ピロリ菌がいるかないかというのを調べるというのは、先ほど紹介しましたが、名古屋市は20歳から39歳やります。本市のほうでもがん検診ありますが、調べてみますと、30歳から39歳で若年の特定健診というのがあるんですね。ここで血液検査もあるんですね。他市町で、愛知県で10市町、ピロリ菌の検査を補助を出してやってるというんですが、ピロリ菌の検査には血液で取るとか、便で取るとか、尿で取るとか、先ほど口からやる、呼吸でやる、そういった方法もあるんですが、オプションをつけてやってる自治体もあると伺っていますが、その辺の御認識だけ確認でお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

私も今回こういった御質問をいただいて、愛知県内の他市町のピロリ菌に対する検査の状況を調べさせていただいたときに、年齢も二十歳以上であったり、40歳、45歳とかの節目でやられているところがあったり、私どもが、がん検診の対象としていない20、30代のところでやってみえる名古屋市とか、そういったところの検査の方法とか、金額なども調べさせていただいて、把握はしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

10市町あるって聞いたんですが、補助額というのはどのくらいですか。

すみません、言い換えます。補助額ではなく本人負担、教えてください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

御本人の負担額につきましては、名古屋市のように無料のところは名古屋市、東海市、あとそ

のほか、検査の種類によってもですが、血液検査、便検査などの検査にもよると思うんですけれども、500円から1千500円の自己負担をもらってみえるところが多くございました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

名古屋市は5千円とか6千円とか補助をしているようですが、そこまで大きな自治体が負担を仮にしないにしても、うちの場合は30代のところで特定健診があります。血液検査があるものですから、ここで少し多めに血液を取って、ここで抗体検査をする。

刈谷市なんかは960円でしたか。本人負担が1千円もかからないぐらいでオプションでやってるんですね。そうしたやり方もあると思いますし、今、言われたような市町も、全国でもあっちこっちでやってるんですね。そうした中で、最初におっしゃったんですが、国が推奨するがん検診、がんの予防、健康、教育及び指針では、X線検査と内視鏡検査でピロリ菌検査は指針に位置づけられてないとおっしゃいました。確かに調べるとそうです。しかし、ピロリ菌ががんを引き起こすもとであるがゆえに、除菌のほうにも保険適用しました。

さらにその先は、今、国の厚労省はそのことを研究・検討中であると、まだ指針は出されてません。そのことをキャッチして、今、言われたような10市町ですとか、全国でも先取りして、我が町の、我が市の市民の健康を守るよという視点から取組をされてるということはたくさん出ております。そういったことではございますが、ここから先は寺社下課長もいいことは分かっていると思うんですが、財政的な部分もあったりするんですね。

部長にピロリ菌の検査について様々、他のオプションつけてとか言いましたが、御見解をお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

ピロリ菌の検査につきましては、今、課長のほうでいろいろと答弁をさせていただきました。実際にオプション等ですね、他市町を実施をされてみえてるということも私どもも承知をさせていただいているところでございます。

先ほど議員のほうからお話がありましたように、まず、胃がんに対する事前のピロリ菌検査ということで、早期発見のために一番有効なところというのは十分承知はしておりますけど、今後、国からとか県のガイドラインがまた示されるかと思いますので、そういうものの動向を注視しながら、また調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

最後に市長の御所見、御見解をお尋ねしたいと思います。

今、様々お聞きしましたが、国の指針が出てないよと、それは自治体の当局にとっては大きなことなのかなと思いますが、全国でもオプションなり行われているわけでございます。若い方にピロリ菌がいるかいないか、がんの検診をしてからでは遅いんですね。また、その前のピロリ菌が除菌、そこでも遅いと思うんですね。その前のいるかいないかの検査、ここが私は大事だと思うんです。

若い年代のうちに食い止めるという、もちろんこれががんになれば医療費のほう膨大にもなっていく。若い方を検査で止めるといいますか、それがまた将来的な胃がんの撲滅にもつながっていく、そうした一歩を踏み出した県内でも10市町でございますが、全部が全部、名古屋市みたいに補助してくださいとは申しませんが、その検診を捉まえて、1つからでも一歩前に踏み出して、まずは若年の30代の特定健診がありますので、そこでオプションでやってみてはいかがかなと思いますが、御所見をお聞かせください。

議 長（八木 勝之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

この答弁検討会の中で、担当のほうからさっき答弁をいたしましたけども、実施を推奨しないということで、そういう答弁だったもんですから、実際にやった場合に幾らかかるかということも検討しておりませんので、どのぐらいかかるかも検討せないかんとは思いますが、実際、担当が調べました県内でやるところを見ますと、ほとんどが不交付団体ですね。1町だけが珍しいなと思うぐらいで、あとはみんな財政力豊かなところがやってみえるというところもありますので、先ほど課長が答弁いたしましたけども、国や県、また、いろんなところからそういう補

正とか、いろんなことが出てくればしっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

次にお願いします。

議 長（八木 勝之君）

最後に、2の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

2の御質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、高齢者が外出自粛生活を送る中で熱中症を予防するため、一人暮らしの高齢者等で市町村民税が非課税の世帯を対象に、家庭用エアコンの設置に要した費用の助成を期限を設け行っている自治体もみられます。本市におきましては、一人暮らし高齢者の熱中症予防対策として、民生委員が調査を行う際、また、地域包括支援センター職員等が高齢者を訪問する際に熱中症予防啓発グッズやチラシの配布等で注意喚起を行っております。

そのほか、高齢者への熱中症対策として、いこまいか教室をはじめ介護予防事業等におきましても、参加者にこまめな水分補給を行う、熱中症予防を呼びかけ合う、節電を意識し過ぎるあまり健康を害することのないよう注意していただくよう啓発しており、今後も効果的な対策を図っていきます。エアコン設置の補助につきましては、他市の動向にも注視しながら研究に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

最初に、本市の熱中症による救急搬送の実態をお尋ねいたします。

議 長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

本市の熱中症による救急搬送者は、令和3年度につきましては全体で20名でして、そのうちの高齢者が10名、また、その中で自宅で救急を要請された方は5名となっております、その方の御自宅にエアコンが設置されているかどうかの確認はしておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

名古屋市と同様、約半数が65歳以上、御自宅がその半分ということですが、相対で結構ですが、本市で熱中症でお亡くなりになったとか、そういった情報は特にございませんか。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

熱中症での死亡については確認できておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

それで、今、民生委員さんがそうやってグッズを持って回っているとかおっしゃいました。今回、私がこのような質問をさせていただくのは、民生委員さんのほうから現場を回っていてエアコンがついている、はるか何十年前に設置したらしい、完全に壊れてる、そういったところ、80歳ぐらいの御夫婦のお宅でしょうか、エアコンがない。たまたま名古屋市ですとか他の自治体が設置の補助をしているよということで、清須市はどうでしょうかという民生委員さんからの御要望だったんですね。今、民生委員さんがこうやって注意喚起しているよとおっしゃるんですが、この機会にグッズとか、いこまいかとかいろいろあるんですが、暑いときにいこまいかに行く人も行かない人も、それは様々だと思うんですね。一度、エアコンが設置されてるかどうかということを、狛江市ではございませんが、市として調査する、そういったお考えはいかがでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

毎年、高齢者世帯の方のお家に訪問調査のほうを民生委員さんにはしていただいていますので、その際にエアコンの設置状況を確認するのは可能だというふうに考えますけれども、また、詳細につきましては課内で検討したいと思います。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

それと、生活保護世帯の方は平成30年4月以降、生保の中で設置できる制度ができたとお聞きしたんですが、それ以前、生活保護になった方はどのように扱われるのでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

生活保護世帯の方につきましては、平成31年度以降の方は設置可能になっておりますけれども、それ以前の方には設置の補助はしてないんですけれども、生活保護の担当課のほうに確認しましたところ、概ねエアコンの設置はされているというふうに確認しております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

先ほども申しましたが、民生委員さんから声も出ているわけですから、エアコンあるとかないとか、その辺をはっきりおっしゃるかどうかわかりませんが、一度、市としてそういった調査を現地的にはしてみられたほうがいかなかなと思うんですね。

狛江市ではありませんが、狛江市を何で出したかというか、人口が8万人だったんですね。あそこも約400近いところがエアコンをつけてないと出てきたのが約1割、43世帯ですか、申請があったわけです。数だけで比較するといけないのかもわかりませんが、比較したら、本市においても数で比較したら20とか30世帯とかあるやもわかりません。ですから、一回調査して

みてはどうですかと思います。

狛江市の市の担当者は、自宅で過ごしているだけでも熱中症のリスクが高い。できる限り設置をしてほしい。調査した結果で、市としてこういった制度を設けたわけですから、このように言っているわけですね。

もう一度いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

そちらにつきましては調査のほうもさせていただきまして、実際に御要望だとか民生委員さんの御意見だとか確認しながら調査研究していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

また、愛知県内、近隣でエアコンの設置状況、簡単で結構ですが、少し教えていただけますか。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

名古屋市でエアコン設置の事業を令和3年度のみ単年度事業として実施しているというのを確認しております、設置された件数は1千495件というふうに確認しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

名古屋市は大きい市ですから約1千500件ぐらいで、上限が7万1千で聞いております。先ほどおっしゃった東海市、あそこも上限5万4千ということ聞いていますが、うちも高齢世帯といますか、高齢化率も高いところがございます。これも最後に市長の御見解だけお聞かせいただけたらありがたいですけども、毎年毎年、気候変動によりまして、暑いのが早ければ5月ぐらいからとか6月からとかなってきて、御存じのように気温も高くなってきております。現実、

熱中症で搬送されております。皆さんね、御一命は取り留めておられるようでございますが、そうした民生委員さんが行かれるというものの、民生委員さんもいろいろだって民生委員さんにお聞きしました。丁寧に回っているところ、踏みいっていけるところ、入り口でしか会えないとか、様々だと思うんですね。ですから、さっき1つ提案しましたエアコンの設置状況を調べていただくとともに、高齢者の非課税世帯で生活保護のほうは向こうでなっているとおっしゃるので、せめてその方たちの命を守る、ほかの自治体もやっていますので、国の地方創生、コロナ禍の臨時交付金を使っているところもあるっておっしゃっています。今年の夏もきっとまた暑いと思いますが、この暑い夏に向けて今から取組をとと思いますが、お考えだけお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

御質問の中でもそうですけども、担当が調べてやっているところもそうなんですけども、コロナ対策ということで外出がしにくいということで、地方創生臨時交付金を使って限定的にやっているところがほとんどなんですけども。ちょっと違うような気がしてまして、それだと本当に1年で終わりということで、来年、地方創生臨時交付金が交付されるか、コロナがどうなるとるかというのは全然分からん状況ですので、立てつけが違うのかなという気がしています。

議員言われる現状はそのとおりだというふうに思っておりますし、民生委員さんからの御要望ということもございますので、一遍調べて、その後どうしていくかということを検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、岸本議員の質問を終わります。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 9番議員（飛永 勝次君）登壇 >

9 番議員（飛永 勝次君）

議席 9 番、飛永勝次でございます。

議長のお許し頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは大きく 2 点でございます。

まず、初めに、農地転用と企業誘致についてであります。

少子化、労働人口減少、高齢者の増加により社会構造の変化はますます進んでいます。産業や経済構造の変化も本格的に影響が見え、顕在化し、社会保障や財政の持続可能性も指摘されていることは言うまでもありません。本市においても影響から逃れることはできず、農地は高齢化により耕作の継続が困難となり宅地化が進んでいます。農地の宅地化は、人口増に貢献していることも事実であると思います。この成長基調を継続していけることも、本市が政令指定都市に隣接し、交通の利便性が高いことが寄与しているとも考えられ、今後も可能性を秘めていることも事実であります。

また、流通業界からは、交通の利便性の高さから以前より流通拠点の設置ニーズも高く、ネットショッピングの利用者の急増と日常化が進んでいることから、関係業界はますます宅配等の物流拠点の設置を急いでいる感も否めません。

近年の災害に対応し、企業の事業継続計画（BCP）の策定が進むことによってサプライチェーンの在り方が再検討され、供給拠点もより安全でかつスムーズに提供できるエリアへの再配置も進んでいます。本市及び周辺地域にはこうしたニーズに対する潜在価値があることは関係者の間では周知の事実であります。

しかし、人口減少社会にあつて日本全体を見たとき、宅地の供給ニーズが急速に減少している地域も出ていると状況も聞こえてきます。今後の社会構造の変化に対応する中で当然、リスクの認識と同時にリスクに備えた対策も行っていかなければなりません。

本市は誕生から 16 年、少子高齢化にコロナ禍も影響し、合併前から抱えていた地域の課題が見えてきています。産業や物流、雇用と生活が転換を迫られている中、未来に向けてますます成長と発展の軌道を歩むべく、ますます前進していく清須市。

そこで、農地の転用による企業誘致を進めていることに対して以下伺います。

①企業誘致に係る方針の策定を進めていると思いますが、方針の基本的な考え方と取組の方向性、今後の課題とその解消方法についての検討及び全体の推進日程について。

②駅前開発との相乗効果を生むための連携について。

③内水氾濫対策について、今までも質問されていますが、転用されることで地域に必要な防災減災対策とその実効性を反映した企業誘致の施策について。

④今後の本市の農業のあり方について。

そして、大きく2番、今後の財政運営について。

本市は合併以来、下水道事業、名鉄高架事業、駅前再開発、枇杷島橋の架け替え、内水対策のためのポンプ更新、暗渠排水路の整備など、予算を起債によって確保する事業が多岐に進められています。加えて、土地区画整理事業も現在は4か所で行われており、同じく起債にて予算確保がなされています。今後は、企業誘致を伴う開発も推進されていきます。さらに区画整理事業にあつては、企業誘致の開発や駅前開発、下水道の整備を受けて、さらに、その周辺地域に複数箇所、展開されていくことも予想されます。本市は、さらなる発展と成長を目指して多岐にわたる事業展開を進めていくことで地方債発行高は増加し、将来への負担は増加すると考えられます。

決算の意見書には人口減少にあつて大きな歳入の伸びは見込めない厳しい財政運営は続くとも毎年明記されます。さらにコロナ禍は歳入構造の在り方について再検討を迫るものとなり、5年前には予測すらしなかった財源の変化が長期の歳入計画に対して、リスク回避のための方針転換を検討せざるを得ない自治体もあると聞きます。特に、観光業による収入は、ポストコロナの時代にあつてインバウンドによる収入の在り方に問題を投げかけているとも捉えられます。先般の報道では、コロナ禍による経済への影響はこれから本格化するとの見方もあり、財政運営は今まで以上に慎重なかじ取りが求められるのではないのでしょうか。

以上の観点から、今後の財政運営について、以下、伺います。

①コロナ禍の中小企業への影響が今年度以降本格化すると報道がありました。中小企業、小規模事業者に対する本市の支援策及び対応について。

②大規模事業が続くことにより将来の負担は増加の方向であります。反面、労働人口減は進むものとするのが一般的な傾向の中、財政運営上の問題や課題とその取組の方策について。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田でございます。

それでは、まず、①企業誘致の考え方及び取組の方向性、今後の課題及びその解消方法について

での検討並びに全体の推進日程についてお答えします。

まず、企業立地促進基本計画の基本的な考え方といたしましては、市内企業及び市外企業に対し、企業が求めている用地需要と支援策を把握した上で、市内3か所の誘致対象地域別の課題を整理し、地域ごとの誘致方針を示す計画とする考えであります。

取組の方向性といたしましては、市内3か所を誘致対象地域とし、地域の特性を踏まえ、用地需要の受皿に市内外企業へ誘致活動を実施してまいります。

なお、今後の課題と解消方法の検討といたしましては、農地から宅地へ転用することから、開発などに伴う雨水対策、虫食い開発の抑制などの課題を解消するため、都市計画課と連携し、開発事業者などへ調整池などの雨水対策の指導を行うとともに、街区全体の利用を希望する企業を誘致できるよう努めてまいります。

また、全体の推進日程といたしましては、計画年度である令和10年度を目途に、短期・中期的にはワンストップ窓口の確立、市外企業へ本市の良好な立地環境・交通利便性を周知、支援策の実施を含め検討を進めるとともに、誘致対象エリアの一体的な開発が可能となるよう、早期に地域の課題を解決するため、地域や関係機関との調整を進め、早期に企業立地が図られるよう努めてまいります。長期的には立地企業が継続して操業が続けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今の御答弁の中で需要を調査をして、受皿の準備をするというお話と、継続ができるとか、問合せ窓口ワンストップでだとか、様々、今お考えになって進められていることはよく分かりましたけれども。利便性という言葉が何回か出てきましたけども、この清須というのは皆さん御存じのとおり尾張の国の首都ですから、昔からここに向かって道が延びて、ここから道が出てということになっております。それが基になって県道やら国道やら市道があるので、便利がいいのは当然でありまして、いわゆる地の利というものが抜群にあるという中で、こういうときを迎えて、去年の10月ですかね、企業誘致課ができて前向きに取り組んでおられるということはすごいすばらしい一時代の転換期にあるんだなと思いつつ見させていただいておりますけども。今お話の中にあつた需要に関して、一千四百何がしの企業にアンケートを取ったりとかって先ほども答

弁がございましたけども、具体的にどんな業種の方がお問合せがあったとかいうのは、ここで話せる範囲で結構ですので、ありましたら教えていただきたいと。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

今現在、アンケート調査につきましては、市内企業が269社、市外企業が1千192社、合わせて1千461社の市内外企業にアンケート調査を行わせていただきました。基本的なアンケート調査の対象事業者を製造業と運送業にまずは焦点を置いて、アンケート調査を実施させてもらいました。その結果、返答があったのは、市内企業は約28%の回収がございまして、市外企業につきましては12%ほどのアンケートの回収がございました。

その中で、主に回答があった企業さんを業種で述べていきますと、いわゆる自動車関連事業をなりわいとした製造業や食品を主にやっている製造業、配送を主体とした輸送業、もしくはコアな技術を持った小規模な事業者からもあります。今、述べたのは市内企業です。

市外企業につきましては、テナント型倉庫の運営事業者、いわゆる世間で言うロジスティクスとか、いわゆるそういった事業者です。さらには、自社運営型のインターネット通販を主体とした大型物流倉庫兼配送事業者の方などからの回答が来ております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

時代を反映した声が出ている反面と地域産業を支えていくために需要をどう受け止めていくかという課題が見えているのかなという感じがするんですけども。このコロナ禍にあって、いろんな業界が打撃を受けておる中で、国が示している国家戦略はデジタル化とCO₂の削減という二本柱で、直近はここに投資をしていくという話があって、事実おもしろい話があって、皆さん、半導体の不足をして車が造れなくなったとか、店頭のパソコンが消えたとかって記憶に新しいと思うんですけども、実は経産省が11月15日も会議をやっとるんですけども、半導体の製造を戦略的に進めていくという話があって、半導体はどうなったかということ、1990年代から2000年にかけては日本の造った半導体の世界のシェア率が50.8%だったそうです。これが30年かけて実は10%台になっちゃったと。これは世界の需要が増えて他国で作ったという

面もあるでしょうし、反面、経産省の会議の中にも出とるんですけども、製造している工場の製造機器の更新がされないとか、もっと言ったら、製造拠点が確保できなかったということがあってなんですけども、これ実は今後3年間で売上げを3倍にするっていう国が国家戦略としてうたっているんで、こういった業種にもきちっとアンテナを立てていただいて、長く継続してね、世界的な半導体不足で昨年ぐらいは結構大変で、やっと半導体が手に入って、トヨタも製造が元に戻って好調になって利益が、売上げかな、製造台数かな、過去最高行くんじゃないかという報道もあったぐらいで、半導体というのはニーズがすごくあるにもかかわらず、日本の国が手が出せてなかったということが11月に経産省から国家戦略にしていくということなので、こういったこともアンテナを立てていただいて調べていただきたいと思います。

この愛知県周辺だと四日市市に旧東芝が作ったDRAMの工場があって、そこでメモリーを作るとははずです。市内でもハイテクの関係のことをやっておる企業がありますけども、国家戦略になっているものがどう市に取り組めるかということもしっかり取り組んでいただきたいと思うのが1つと、もう1個は、やっぱり継続っていう話がありましたけれども、経済成長期の誘致の形とは違ってまして、地域住民に対して環境への配慮、また地域の暮らしへの配慮、安全への配慮をしながら誘致を進めていかなきゃならないという大きなテーマを抱えて歴史的な仕事をしていらっしゃる沢田課長だと思うんですけども。清須市においては2030年を目標としたSDGs、これを総合計画に反映した事業を進めていくということを総合計画の1ページにきちんと設けていただいているので、来ていただく企業にも説明をする、誘致する地域の方にもこういった継続ということを説明をして大きな意味での同意を取って、世界の潮流に乗かってやっていただけると、来る企業も地域の方も安心していただけるんじゃないかなと思いますので、これをしっかり要望して終わっておきます。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

②相乗効果を生むための連携についてお答えします。

駅前開発との相乗効果を生むための連携につきましても、誘致対象地域へ企業が立地した後、公共交通機関を利用した通勤も想定されることから、企業の送迎バスが乗入れ可能となるよう、都市計画課及び新清洲駅周辺まちづくり課と連携を図ってまいります。

なお、誘致対象地域と駅の動線をどのように確保していくか、安全対策を含め、道路管理者と調整を図る必要があると考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ちょうどタイミング的に重なってきていて、清須市がもともと持っていたポテンシャルを引き出すための課題だなという感じがしています。

ちょうど午前中、天野議員からも御質問された土田・上条地区に関しては、名鉄新清洲駅が徒歩15分ぐらいになっているので、こちらの開発と相まって、通勤の利便性が担保できるような開発をしっかりと訴えていって、優良な企業さんが誘致できるといいかなと思います。

現状だと自転車置き場がちゃんとあつたりとかしますけども、シャトルバスを置く場所が必要になるとそういった道路整備なりも必要でしょうし、また交通安全の担保をすることで、例えば、夜間、車の通行が増えるんじゃないかとなってくるのであれば、車道を色分けして見えるようにしておくとか、事前事前に安全確保、危険の回避、また通学路が重なる場合も、そういった場合は回避をしていただくような安全確保を考えていただいて、市としてしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。このタイミングが合っているので、ぜひ、生かしていただきたいなと思います。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

③防災減災対策及びその実効性を反映した企業誘致の施策についてお答えいたします。

農地転用に伴い、地域に必要な防災減災対策と実効性を反映した企業誘致の施策につきましては、立地企業と調整し、地域防災協定などを締結し、企業と周辺市民による防災訓練の共同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供、企業の施設を活用し、災害発生直後に市民も利用できる一時避難所の提供などを受けることで、良好な地域コミュニティが形成できるような施策が必要であると考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

これも午前中に天野議員から、地元の方から声が出ているというお話があって、こういうことも必要なんじゃないかと思って質問されて、それを受けていろんなお話を今していただいたと思うんですけども。これが各企業さんで、さっき言ったBCPですね、事業継続計画ですか、こういったものは多分つくられていると思うので、逆に、そういうものをきちんとつくっておられる企業さんに来ていただいて、地域の方にそれを見せていただいて、企業がなんかあったときはどうなんだということも分かっていただくとか、逆に、今、言われたような協定を結んで、上条・土田のあたりは公共施設が避難場所としても乏しい状況になっておって、近くだと旧清洲庁舎に防災センターを造るというお話もありますけれども、こういった企業さんにも地域防災をしっかり理解をしていただいて、地域と連携を取って、今、言われたようなコミュニティーがしっかり形成できるような誘致ができると本当に理想かなと思ってますので、一步一步邁進していただければと思います。よろしくお願いします。

次、お願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、1の④の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

今後の農業の在り方について答弁させていただきます。

本市におけます将来的な農地の減少につきましては、担い手不足やその高齢化、何よりも農地所有者の意向により加速化的な減少は避けられないと考えています。本市のような都市近郊農業のなりわいとしての成立はすこぶる困難ですが、農地の保水や貯留能力、涵養性によります防災面や、また食育事業におけます特産野菜の作付、災害におけます交通網寸断など有事の際の本市におけます食料調達などを鑑みた場合、農地の保全やその担い手の育成は大変重要であり、また、継続して耕作いただけるような取組が求められると考えています。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

問題点の指摘が的確ですばらしいなと思いますが、1つ、このお話の中にあつた減少していく農地耕作者の維持継続、これはどんな具体策を取り組んでいこうと思われておりますでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

今後も農地の保全や利用の効率化や高度化を図るために、農地中間管理機構などによる集積や集約化、農業体験塾による新規就農者の育成と担い手の確保を行ってまいります。

加えまして、地元野菜を使いました特産品開発による6次産業の促進、知名度が高く、SNSなどの強い情報発信力を持つ飲食店での特産野菜の活用などを通じまして、土田カボチャや宮重大根などの伝統野菜のブランド化の取組によりまして、清須で行う農業の付加価値向上に努めてまいりたいと考えております。

また、実際に農産物を販売できる農協のアグリマルシェなど、産直機能を清洲ふるさとのやかたなどへの導入も検討するなど、生産者が生産野菜によります収入の実感を得られる環境づくりも重要と認識しています。

さらには、有機農法やスマート農業、企業誘致課との連携による農地転用の必要がない、いわゆる栽培プラントの誘致などを、また高付加価値農業の情報にも注視しまして、農協などを通じて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

非常にしっかりいろいろ調べられて、的確な御答弁、ありがとうございます。

都市型農業については、近くに大きな市がありますので、そのニーズをつかまえて何かやれないかということ、それは情報の発信の仕方と物流をいかに効率よく使っていくかということがあるんですけども。情報の発信と物流というのは、日本全国、漁業も農業も全部言われていることで、コロナ禍の中で、あるところは作った野菜が飲食店に卸せなくなったので、パッケージにしてインターネットで発信して販売をしたとか、実はコロナ禍の中でいろんなヒントが出てきて

いるように思います。

ただ、もともとあった問題はずっとありますので、例えば、今、答弁の中にあつたプラントの誘致ですね、高付加価値農業、これは農地法43条が見直しをされて、農作物栽培高度化施設に関しては農地法3条の許可でできると、転用しなくていいという形になっています。具体的に言うと、農地をコンクリートで埋めちゃってもその上で野菜を作っていればいいと、こういったことも出てきておまして、まさにこれは都市型農業じゃないかなと。新鮮で安全な野菜を名古屋にお住まいのセレブの方々にすぐ届けると。その代わり高いよというようなものがやれるんじゃないかなというのはずっと僕、思っています。

また、農福連携とかずっと言われてますけども、医療法人や社会福祉法人は農地の取得と借りるに当たっては要件が何も要らないんですね。要するに、障害者の方の雇用とか、そういった方々の癒やしの場とか、療法としても農業を介して病気を癒やしていくという部分もあるみたいで、都市にもやっぱりこういうことが必要じゃないかなと思っていますので、大変しっかり勉強されていると思うんですけども。あとは具体的にどのように市民の方と肩を組みながら、これからの社会に貢献できる農業をつくっていけるかということを私も一緒に考えたいと思っていますので、ありがとうございます、今後ともよろしく願いいたします。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課長の梶浦でございます。

①中小企業、小規模事業者への本市の支援策及び対応につきまして答弁させていただきます。

感染者数減少に伴います行動制限の段階的緩和によりまして、経済の先行きを楽観視する見方もある一方で、半導体等サプライチェーンの問題や原油高によります景気下振れのおそれもあります。本市では、これまで飲食店をはじめ本市経済を支えます中小企業・小規模事業者の皆様により早く、また大胆に支援が行き届くよう、昨年度はコロナ禍での影響が大きい皆様への支援と合わせて、プレミアム付商品券販売や飲食店のテイクアウト・デリバリーへの業態変更に対する補助事業などを実施しました。

今年度につきましては、昨年度からの切れ目のない経済対策としまして、プレミアム付商品券販売を早々に実施を行い、この秋からは将来的なコロナ蔓延に伴います休業協力金支給対象の前

提要件となります県独自の認証制度と市独自の奨励金支給制度の周知徹底を飲食店に行い、加えまして、接客形態事業者に向けました感染症対策強化への補助事業を実施しています。

さらに、中小企業者が最も苦慮されています事業継続などの融資については、膨大な認定申請の数が本課に寄せられておりますが、遅滞なく事務処理を行うなどしっかり対応を行ってまいりました。

以上です。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

まだまだ厳しい状況があるとは思いますが、しっかりお支えいただけるといいかなと思います。

それを受けて、先頃、新しい岸田内閣の下、総額55兆円規模の補正予算が発表されましたけれども、本市の中小企業や小規模事業者への支援策は何かお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

国におきましては、社会経済活動の再開や感染防止対策と非正規や子育て世帯などの困窮への支援など4つの柱からなります経済対策を発表しましたが、目玉施策でもあります18歳以下の子どもを対象とした10万円の給付につきましては、年度内への5万円の現金給付のほか、残り5万円のクーポンによる支給など詳細はまだまだ不明なため、細かな制度設計やスケジュールなど、その動向を注視していく必要があります。

また、地方創生臨時交付金につきましては、コロナ感染確認の検査や生活困窮者に対する灯油購入費の助成、マイナンバー取得者向けポイントに対する自治体独自上乗せへの活用が盛り込まれていることは承知しておりますが、中小企業者や零細事業者向けの経済対策に活用できる場合は、本課としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

タイムリーな実施を心がけていただければと思いますけども。原油高のことでお話を聞いてありますけども、原油高によって大きな影響を受けている運送事業者をはじめとする事業者が多くみえると思いますけども、この交付金を支援に活用することはお考えすることはできませんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

今のところですが、交付金が活用できる原油高に対する支援としましては、生活困窮者の灯油の購入費補助などに対応できると伺っております。市内におきましても、運送会社をはじめ花卉園芸事業者など、原油高で収入が減少する事業者がみえると思いますので、その動向にも注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

連日報道にも地方創生交付金を使つての補助とか交付税措置をするものがありますよと出てきておりますので、大変気ぜわしい年末になると思いますけども、先ほど申しましたタイムリーに実施していただければいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の②の質問に対し、服部財政課長、答弁。

財政課長（服部 浩之君）

財政課、服部です。

②の質問についてお答えいたします。

下水道事業をはじめとする都市計画事業や土地区画整理事業は、長い期間と多額の事業費を必要とします。これらの事業実施に当たっては、国の補助制度や市債などの活用により財源確保していくこととなりますが、将来世代に過度の負担を残さないためにも自己財源の確保が必要です。

このため、9月補正予算においては、決算剰余金などの財源をもとに財政調整基金の残高を回復させた他、都市計画施設基金をはじめとする特定目的基金へ約4億6千万円の積立てを行いま

した。また、12月補正予算においても、義務教育施設整備基金へ1億円、減債基金へ700万円余りの積立てを行う予定といたしております。

このように機会を捉えて基金の積み増しを行い、自己財源の確保に努め、必要な事業を遅滞なく実施していくことが求められます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

コロナ禍で非常に歳入構造が変わってしまったという事例が幾つかあって、中でも一番大きい報道は、有名な国際観光都市が10年以内に破綻しちゃうんじゃないかと。いわゆる市のサービスもやめざるを得ないという状況の中で、よくよく見たら歳入の構造がコロナ禍のリスクに対して対応がなかなかしにくい構造であったというのがやっと分かったと。それでも観光を進めるために8千400億円かな、地下鉄を通したら、観光に役立つだろうと思った地下鉄の費用が財政に大きくのしかかっているという報道がありまして、支出の構造も歳入の構造も、かなりいろんな構造が変わって、転換期じゃないのかなと思っております。

ただ、清須市は今、服部課長がお話あったように、非常に健全に健全にやっていたというの是非常によく分かっているつもりなんですけども、いま一度こういう検証をするときじゃないのかなと思って、あえて書かせていただきました。引き続き慎重な、優先順位をしっかりと捉えた重要施策の推進のために財政運営をしっかりと、ここ数年は特にコロナ禍を克服するところまでは特にですけども、しっかりと取り上げていただければなという思いでございます。

ありがとうございます。

この大きく1番の企業誘致と2番の財政のことなんですけども、それぞれ市長、一言、二言コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

企業さんにアンケートをしまして、需要がいっぱいあるということはかなりの確率で確認ができたんですけども、問題が供給ができるかという話なんですけども。市の持ち物じゃないもんで

すから、所有者、地権者の方が安心して土地の有効利用ができるように我が市もしっかりと頑張
ってまいりたいというふうに思っています。

財政のほうにつきましては、正直、堅実過ぎへんかいうぐらいやっとなるつもりでして、本当に
コロナの中であって、財調も含めてですけども、しっかりやっとなったおかげで、私はコロナ対策
も他市に遜色ない対策ができたというふうに思っております。

ただ、いろんなやらないかんことがいっぱいあるものですから、やっぱりそこはどんな効果が
きちんと出るかとか、本当に優先してやらないかんかということをしっかり見極めて、財政規律
を守って市政運営を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今、取り組んでいらっしゃる、いろんな苦境とも言える中で本当に一生懸命やっていただい
ておることが清須市の次代を開く鍵になることを期待して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました

議 長（八木 勝之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午後 2時33分 休憩 ）

（ 時に午後 2時45分 再開 ）

議 長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 12番議員（林 真子君）登壇 >

12番議員（林 真子君）

議席番号12番、林 真子でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私の質問は大きく2件です。

1件目は、デジタル化の推進についてでございます。

令和2年に策定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」には「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というビジョンが示されました。

併せて、社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自ら担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことが必要であり、これにより、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広く行き渡らせていくこと、また、行政が保有する様々なデータを国民・企業が活用できるような形で連携できるデータ連携基盤を提供し、民間において様々なデジタルビジネスを創出するなど、社会全体のデジタル化のための基盤を構築していくことが明記をされました。

そうした中、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ、行政の情報システムが安心して簡単に利用する視点で十分に構築をされていなかったことや国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがばらばらで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになりました。本市においてもデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められます。

以上の点を踏まえて、現状と今後の取組について伺います。

- ①マイナンバーカードのさらなる普及促進への取組
- ②AI・RPAの利用状況と今後の取組
- ③公衆無線LAN等の庁内インフラ整備の推進
- ④高齢者デジタルサポーター事業への取組

大きく2点目は、ヤングケアラー支援体制の構築でございます。

勉強やクラブ活動に励み、友達と楽しい時を過ごす、そんな当たり前の生活の時間を家事や介

護のために失っている子どもたちがいます。大人に代わって病気や障がいのある家族の世話をする子どもたちで「ヤングケアラー」と言われ、中学・高校生ではおよそ20人に1人いると言われています。核家族化や少子化が進み、子ども1人にかかってくる負担は大きく、母親と子1人の母子家庭で、子どもが病気の親の世話をしているような例もあります。

国が行った調査では、世話のために割く時間は平均で1日4時間。自宅で勉強など満足にできず、睡眠時間まで削っているが、子どもから「苦しい」と相談する場は少なく、学校でも気づかれずに1人で悩みを抱え込んでしまいやすいというのが現状です。現在の介護・福祉サービスは、ケアを受ける人のための制度ですが、これからはケアする側への支援も充実させる必要があります。

愛知県はこうした現状の中で、11月、12月の2か月で公立小中学校、高校全1千573校の小学5年生、中学2年生、高校2年生のうち1割にあたる約1万8千人を対象にケアラーに関するアンケート調査を実施するとともに、ケアラーの経験を持つ大学生らのヒアリングを行い、当時の心境や望む支援策を聞き、医療機関、障害福祉サービス事業所などの実態を調査し、3月に結果をまとめる予定となっています。国・県の動向を見据えつつ、今まさに困難に直面しているヤングケアラーの子どもたちに市ができる支援体制を構築していただきたく、見解を伺います。

①要保護児童対策協議会等で、ヤングケアラーの実態把握はされているか。

②学校での相談体制はどうなっているか。

③今後どのような支援をしていくのか。

④子どもたちを含め、市民への啓発活動についての見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、伊藤市民課長、答弁。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課、伊藤でございます。

では、①マイナンバーカードのさらなる普及促進への取組について御説明いたします。

本市のマイナンバーカードの交付率につきましては、令和3年11月1日現在で39.3%であります。マイナンバーカードの普及に関しましては、カードの付加価値、利便性が実感できることが必要であると考えられます。

本市では現在、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行サービ

スを実施し、市民の方の利便性の向上を図っており、利用者も増加傾向にあります。10月から、マイナンバーカードでの健康保険証としての利用が始まったことから、コンビニ等での証明書発行サービス、健康保険証としての利用など、マイナンバーカードの利便性をPRするとともに、新たなマイナポイント事業についても周知していくことがカードの普及につながっていくものと考えております。また、土曜窓口でのマイナンバーカードの申請・交付受付を引き続き実施し、カードの取得機会の拡充を図ってまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

いろいろ御努力をしておられて、39.3%ということは大体国の平均40%ぐらいなのかな。ただ、これは限りなくもっと増やしていかないといけないと思います。80%、90%はあれですけど、そうした中で、最後に課長が触れられたように、申請がしやすいということが非常に大切だと思いますので、もちろん土曜日などの申請もそうですし、庁舎に来られた方にもすごく分かりやすいように、旗もありますけれども、ここで受け付けていますよ、もう少し分かりやすくしていただくのがいいのかなと思います。

そして、今、特にお年寄りの方はお話ししていると、なかなか自分で写真が撮れないので、その辺が少し面倒だとおっしゃる方もあるんですが、今、こちらで写真は撮っていただけるんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

スマートフォンをお持ちの方に関しましては、持ってみえるスマートフォンを使わせていただいて写真を撮りまして、申請までサービスは行っております。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

そうしたサービスが大事だと思いますので、お願いします。

あと少し関連してお聞きしたいんですが、マイナンバーカードですね、申請をして、また市役

所に取りに来なければいけないんですけど、なかなか取りに来られない方がおられると聞いているんですが。カードを取りに来られない方は全体の中でどのぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

現在、カードを取りに来てみえない方の人数としましては約900人の方がまだお見えになっておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

この取りに来られていない900人の方なんですが、申請方法というのは分かりますか。例えば、こちらに来て申請されたのか、オンラインでされたのか、郵送でされたのか、そこを分析されたことはありますか。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

申し訳ありません。そういった分析はしておりませんが、当初から取りに来てみえない方も結構お見えになりますので、申請はしたけれども、お忘れになってみえる方も結構お見えになるのではないかと思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

私、このお話をさせていただいたのは、もしかすると、取りに来れないというか、日頃お仕事もされていたり、遅くまで仕事をしていて、申請自体はオンラインですとか郵送でしたものの、取りに来れないような方もいらっしゃるのかなと思いましたので、今も土曜日やっていたいいるんですが、いろんな地域によっても土日やったり、あとは支所といますか、そういうよう

なところでも受付をしてお渡ししたり、そういうこともやっていると聞きますし、逆に、市役所に申請に来た方、一度申請に来れば特別な郵便で受け取る方法もあるというふうに聞きました。どちらにしても一度は市役所に来なければいけないんですけども、そういった方法もあるって私、調べたら出てきたんですけど、その辺はいかがでしょうか。自宅に特別郵便のようなもので受け取る方法もあると。

議長（八木 勝之君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

議員おっしゃったとおり、本人特定郵便という形で、マイナンバーカードも郵送する方法も実施しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

恐らくですね、二度来るのも大変という方もいらっしゃると思いますので、その辺の申請がしやすいということ、また受取りがしやすいということ、その辺もしっかりと取り組んでいただいて、ぜひ、このマイナンバーカード、今の4割から倍に増やしていかなければいけませんので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、②の質問に対して答弁させていただきます。

本市では、令和2年度からAI及びRPAの運用を開始しました。AIにつきましては、市ホームページでのAI総合案内、保育園の入園選考、紙の申請書を電子データ化するAI-OCRを導入しております。また、RPAにつきましては、特別定額給付金などの給付業務、住民税や国民健康保険税の還付処理などに活用しております。これらを運用開始したことにより、利活用している業務については、事務の効率化を図ることができましたので、引き続き他の業務への

活用も検討してまいります。

また、あいちA I・ロボティクス連携共同研究会において、A I及びR P Aの利活用の研究が今年度も行なわれておりますので、さらなる事務の効率化に向けて積極的に参加をしていきます。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

積極的にずっと取り組んでいただけるということで、今後もなんですけれども。私、たまたま自治振興センターというところのオンラインの研修をずっと受けまして、これはほとんどデジタル化の話でした。その中でいろいろな各地域の取組が紹介されていたんですけれども、その中には、例えば、介護保険の申請の手続をR P Aでやっていく。

あとは千葉市なんですけれども、千葉市というのは、スマレポの原型のような、ちばレポというのをやったところでもあるんですけれども、ここがやっているのが車に車載のカメラをつけて土木のほうになるんですが、土木の担当の方がずっと市内を走るんですね。ずっと。そうすると車載カメラで撮っていくんですけれど、A Iが職員さんのスキルを覚えるわけですね。それで道路の維持管理をやっていくというのを千葉市さんは、ちばレポに合わせてこういうのをやっているということで、これはなかなかすごいなと。

これで計算方法はあれですけれども、業務量の縮減としては大きな市ですので、1回20時間分、4人で5時間というぐらい削減できたと午前中もいろいろ道路維持のお話があったんですけども、こうした分野も使えるのではないかなと思いましたので、企画が進めていらっしゃるんですけど。企画だけじゃなくて全ての庁内全部の組織でやっていくべきことだと思いますので、また相談していただきながら、そういう先進的な事例でできそうなものがあたらとどんどん取り入れていていただきたいなと思っております。

後藤次長にお聞きしたいんですけど、どんどん進めていかなきゃいけないところで、担当をずっとされるということは大変だと思うんですが、どういうところに課題を今、感じていらっしゃるのか、もしあったら教えてください。

議 長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

やはり A I にしろ R P A にしろ、使う側の人間が積極的にやるということがまず第一です。我々が企画政策課の情報システム係としてやれることというのは、いわゆる道具を用意するというところまではできますが、実際に原課が積極的にどのような業務に活用していくかということは、原課で考える必要があります。

今、議員おっしゃられたように、いわゆる全庁的にどのような業務に使っていくんだということは、やはり各個々、原課でどのような業務にこういうものが使えるんだという勉強が必要になると思いますので、いわゆるアイテム的なもの、議員おっしゃられるように、いろんな情報というのは我々が収集したものについては、全て原課のほうに下ろして検討させるということが大事になってくるのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

よく言われるのが、特に R P A は今まで人海戦術でやっていたものをこれを取り入れてやっていくんだということで、このデジタル化によって仕事が増えたでは何なりませんので、そうしたこともなかなか急には無理なことではあるんですが、業務の見直しから始まって、デジタル化で本当に業務が縮減できたというような、しかも、それが市民の方にとっても大変ありがたいというようなデジタル化が必要だと思いますので、大変なことだと思いますけれども、いろいろ国も財政措置もありますので、しっかり進めていただきたいなと思います。

次、お願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、③の質問に対して答弁をさせていただきます。

現在、本市の公共施設に無料の公衆無線 L A N を 3 施設（清洲城、ふるさとのやかた、問屋記念館）に設置しておりますが、市役所には設置しておりません。県内の他自治体を見ますと、34自治体で庁舎に何らかの無料公衆無線 L A N が設置されています。しかしながら、庁舎に設置されている自治体では、庁舎内に住民など利用することができる飲食店が設置されており、庁

舎内に長時間滞在することが想定されるため、無料公衆無線LANが設置されていると考えております。

今後、本市におきましては、庁舎の在り方も含め、設置については研究していきたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

この問題は以前も他の議員さんもいろいろ質問をされているんですけども、今、市民の方は長時間いらっしゃらないので、確かにそうなんですけれども、今はいろんな状況でなかなか進んでおりませんが、市民協働の市民の皆さんが集うスペースもあります。こうしたところでは非常に有効になるのではないかなと思います。

それと、もう1つ、議員の私の口からは非常に申し上げにくいんですが、この議会で無線LANがないということがあります。議員各位それぞれいろんな活動をされておりますけれども、会派室というのもありますし、こちらで市民の方の相談を受ける場合もあるでしょうし、開かれた議会で考えていったときに、やはりこの場所、南館4階、それから1階というのは、これはぜひ無線LAN、Wi-Fiを整備して欲しいなと思うんですけど、これはどなたに申し上げればいいですかね。副市長、いかがですか。

議長（八木 勝之君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

公衆無線LANについては、必要な方に必要なときというところがあるとは思いますが、今、実際に議場の関係については、議員の先生方に決めていただいて話を進めていただければと思うんですけども。1階の部分についても、他の自治体を見とると、Wi-Fiスポットなんかをつくってしまうと、偏った方が利用するというところに使われてしまっているというような傾向もあるので、その辺は少し研究しながら進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

いろいろ懸念とかりスクはあると思うんですが、これ時代の流れですので、やはり市民の方に市役所自体が開かれた市役所になってほしいと思いますし、ぜひ、前向きに検討をお願いしたいと強く要望させていただきます。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の④の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

では、④の質問に対して答弁させていただきます。

高齢者デジタルサポーター事業は、愛知県がコンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる高齢者と、そうでない高齢者の間に生じる格差の解消を図ることを目的に、令和3年6月から事業を開始しました。サポーターと呼ばれる講師を寿会などに派遣し、スマートフォン等の操作方法等の説明や相談に応じるというものです。

この事業の特徴としては、サポーターも高齢者が行うこととなっています。しかしながら、まだ事業が開始されたばかりであることから、本市でのサポーターの派遣実績はございません。

本市では、生涯学習課で実施している生涯学習講座や市内のケータイショップ等でも同様のサービスを行っていますが、今後この事業の普及啓発には努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

このデジタルサポーター事業ですね、愛知県のほうも力を入れておまして、この事業で、例えば先ほどのマイナンバーカードの申請なども教えていただけるというか、こうした講座もやっていただけるというのは御存じでしょうか。

議長（八木 勝之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

当然のことながら、サポーターが講師として教えられることができるものについては、派遣事業の一部としてやっていただけるという認識を持っておりますので、マイナンバーカードの申請

をしたいという方々がおられれば、数人というか、5人ぐらい集まればそういう講座を開くことというのは可能だということは十分理解しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

この近隣でもそうですけれども、大体5人ぐらい集まったところでサポーターを派遣してもらって、マイナンバーカードってこういうものなんだねとか、あるいはマイナポータルってこういうものなのねっていう、そういうことができるそうですので、どうしても生涯学習の講座ですと限られた方しかまだまだ参加できないのかなと思うんですが。これは各地域の例えば公民館であっても集会所であっても、そこに派遣してもらえる事業だと思いますので、ぜひ、伊藤課長のところと協力していただいて、これですごくマイナンバーカードの申請が伸びると思いますので、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

先ほど私、いろんな講座に出たというお話をしてたんですけども、宮崎県に都城市ってありまして、ここはマイナンバーカードが今7割近く普及して、都城方式って、まさしく何人か集まってそこで申請をしていて、11月から何とお一人お一人、希望した人のところに車で行って申請するところまでやっています、都城市。そこまではなかなかできないにしても、うちの人口の倍ぐらいの、以上のところですけども、そのぐらい力を入れています。それでこのぐらい伸びてきているということで、デジタル化にかける思いがすごいなと思います。

うちの永田市長も、大変このデジタル化については進めるという方向で思っているんじゃないかなと思いますので、最後に御決意を頂ければと思います。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

このデジタル化のことについては、デジタル庁もできたということで、部長会でも常に各部課それぞれ情報収集して、自分のところでできることについては積極的に取り組むようにということで伝えております。

とはいえ、もちろん不得意な課長もおりますので、企画政策課が中心になって、全国の事例を調べて、こういうことをここでやっとするので、そういうのを原課のほうに紹介するようにという

ことも伝えてありますので、できるだけデジタル化が進むように取り組んでいきたいというふう
に思っています。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今までデジタル化というと、デジタルに得意な方が進んでいってという感覚があったんですけども、今回は本当に誰も取り残さないデジタル化ってなっておりまして、デジタル化なんだけれども、アナログで進めるんだっておっしゃってました。時間のかかることですし、なかなかフェースツーフェースの部分もあるんですが、今後の国の在り方が変わっていくような時期でもあると思いますので、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

次、大きな2番のほうをお願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

大きな2番、①の御質問に対して答弁させていただきます。

要保護児童対策協議会には、学校や地域住民からの通報などにより、児童等の虐待の疑いがある事案が通報されます。通報があった児童について、関連のある部署・機関などから状況を確認し、必要に応じて児童本人や家族との面談を行うことで虐待等の把握を行っております。

現時点では、ヤングケアラーと思われる児童自身やその家族がヤングケアラーの認識をしていないこともあり、実態把握はできておりません。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

厚生労働省が平成30年度に調査をして、こうしたヤングケアラーの概念を認識しているのか、

また実態把握をしているのかと、このような調査を行ったところ、3割ぐらいの協議会でしかまだ概念というのが認識をされず、また、子どもの生活実態を把握しているのは半数ぐらいだったと、このような状態だったようです。あれから何年もたちましたので、このヤングケアラーという概念の認識はしっかりとしていただいていると、そのような認識でよろしいでしょうか。

議長（八木 勝之君）

藏城子育て支援課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

認識につきましては、ヤングケアラー、こういう児童さんにつきましては、やはり大きな意味でも虐待の案件ということで認識をしておりますので、要保護児童対策協議会の中でも虐待案件として取り扱っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ここは一番要になるところかと思っておりますので、また、しっかりと対応をお願いしたいと思っております。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

2の②についてお答えさせていただきます。

各小中学校が、教育相談やアンケートにより児童生徒の悩み事を早期発見し、その内容を教職員が共有するとともに、スクールカウンセラー等とも情報共有して、各関係機関につなぐ役割を果たしており、ヤングケアラーを含む虐待等に対応できるよう校内教育相談体制を取っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

学校でもいろいろワーカーさんなどで相談体制があるということなんですけれども、現実にはどのようなケアラーの問題で相談があって、どのように取り組まれたのか、差し支えのないところで結構ですけど、お聞かせください。

議 長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

生活保護の父子家庭で、体調の悪い父親の世話をしている間に生徒自身の体調も悪化して不登校状況に陥ったということが、担任が子どものほうから聞き取った事情を学校がスクールソーシャルワーカーのほうに提供するということがございました。そして、すぐ子育て支援課と連携して、生徒とも面談させていただきました。そして、児相だとか社会福祉課、そういったところに働きかけて、そちらのほうの改善のほうをしたという状況が例としてございました。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

1 2 番議員（林 真子君）

まさしく、本当にそういう状況があるんだなということで認識しました。

そして、今、スクールソーシャルワーカーさんを配置していただいているんですけれども、今、いろんな問題・課題が出てきまして、今、何人の体制でどういう形でやられているか分からないんですが、これはやはりできれば各校に1人ぐらい配置をしたいなという方ではあるんですが、今、その辺の状況はどのようになっていますでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

現状は2名のスクールソーシャルワーカーで対応しているところですが、確かに案件も多くなってきているような状況ではございます。今後そういった検討も必要な時期であるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

これは国のほうからのいろんな財政の措置もありますので、課長にばかり言っても申し訳ないんですが、ぜひ、増員をしていただくように教育部長にもお願いをしておきたいと思います。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の③の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

③番について答弁させていただきます。

ヤングケアラーについては、①で答弁させていただいたとおり、児童自身及びその家族が問題について意識していないことから、その家庭内における問題把握の実態が捉えにくい傾向にあります。

今後の支援策としては、学校等において児童の様子の変化など、いち早く気づき、不審を感じた場合においては、早期に関係機関で連携を図る支援体制を構築することで、児童の居場所づくりの体制を目指してまいります。

また、地域などにおいてヤングケアラーの概念や認識が薄いことから、ヤングケアラーについての周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

今おっしゃっていただいたように、ヤングケアラーといいますと小学生も中学生も高校生もあるわけですがけれども、高校生になりますとなかなか市のほうでつかみにくいので、やはり中学生のときに見つけてあげるといふか、フォローしてあげるといふことが大事になりますので、まず学校では本当に先生たち皆さん、こういうことを共有していただいて、子どもたちが相談しやすい体制をつくっていただき、相談に乗っていただきたいなと思っております。

国のほうでも来年度はヤングケアラーのコーディネータの配置ですとか、ピアサポートというんですけれども、相談体制の推進ですとか、ケアラー同士のオンラインのサロンの運営支援、こ

のようなモデル事業も行っていくと、このような方向性も出ています。こういうこともすごく大事なんですけれども、今、一番感じていることは、ヤングケアラーのお子さんというのは、お母さんなり、おばあさんなり、自分が世話をしているというお子さんですので、相談をするんだったら本人が相談しなきゃいけないわけですね。そうした小学生、中学生のお子さんが福祉のいろんな部局に来たときにちゃんと福祉のほうでも対応していただけるような、また、そこを学校がフォローしていただいて、子どもが来てびっくりとか、そういうことではなくて、ヤングケアラーの方は本人しか相談できないわけですので、その辺をしっかりと認識していただきながら、こういうお子さんがいるんだなということをしっかり知っていただいて、教育と福祉の部門で連携をしていただきたいと思います。

最後、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の④の質問に対し、蔵城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（蔵城 浩司君）

④番について答弁させていただきます。

「ヤングケアラー」の認知度を向上させることにより、早期発見、実態把握につながると考えられることから、市広報やホームページを活用し、市民への周知に努めてまいります。

また、児童自身が気づくことにより、自らが相談することができるように、チラシやポスターにより周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

今おっしゃられたように、実は地域の御近所の方がよく状況を知ってて、何々ちゃん、頑張っているねって、こういう場合もあります。頑張ってるねで終わってしまっている場合もありますので、こうした方々にヤングケアラーというのはほっといちゃいけないんだと。この子たちもちゃんと普通の中学生のように勉強したり楽しむ時間が要るんだよと、こういうことを知っていただいて、そして、通報というとおかしいんですけども、きちんとこの情報が地域からも上がってこれるように研修とか啓発、しっかりと力を入れていっていただきたいと思います。こちらにも来年度から予算措置されると思いますので、今、言った4点をしっかり取り組んでいただいて、

今すぐできる支援をぜひヤングケアラーにお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章でございます。

議長のお許しを頂きましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問事項は、窓口サービスの向上についてであります。

市の窓口サービスでは、各種の申請手続をはじめ届出や証明書の交付、あるいは様々な相談対応など幅広い事務が行われ、多くの部署が関係しています。各部署では、受付から業務手順に従って正確にスピーディーに事務が行われていると思いますが、市民サービス向上の観点から、窓口での待ち時間の短縮を目指すなど、改善を図る必要があるかと思えます。

年々進む高齢化の進展や行政事務の増大などから、市民にとって分かりやすく、親切丁寧な窓口サービスを目標に、待ち時間の見える化やICTの利活用などによる手続の簡素化・効率化を図り、スムーズに利用できる窓口サービスの向上が重要であります。

窓口サービスの向上に向けて、以下の点についてお考えを伺います。

- ①窓口サービス向上への基本的な考えについて。
- ②窓口の待ち時間の見解と実態調査について。
- ③来庁者への窓口サービス意識調査について。
- ④窓口サービス向上への今後の施策について。

以上、よろしく申し上げます。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、石黒企画部次長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしく申し上げます。

①について答弁をさせていただきます。

窓口サービス向上への基本的な考えにつきましては、職員一人ひとりが親切・丁寧な対応を心がけ、市民の皆様をおもてなしできる「まごころある」窓口サービスを目指しております。

そのための手段としましては、職員の接遇研修の実施、接遇リーダー等による職場での接遇指導、接遇マニュアルの活用や職員個々が業務の専門性を高める自己研鑽に努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

職員一人ひとりが親切・丁寧な対応を心がけて、まごころある窓口サービスを目指すということですが、窓口担当以外の全職員の皆さんを含め、心がけと意識が必要だと思います。また、全部門が関係しますので、全員が意志統一をして、常に心がけて仕事に当たる必要があるかと思えます。窓口対応の重要性、そして市の基本的な考え方が全部門に浸透しているかどうかが大変重要であります。この点どのようにされているのか。

そして、接遇ですけれども、日常業務の中でついつい忘れがちとなります。常に心構えを維持する工夫が必要かと思うんですね。その点、どのような点に注意されているかお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

先ほども少し述べましたが、各課に接遇リーダー、サブリーダー、これが課長補佐級ぐらいの職員を当てております。その職員を中心に各課で日頃から接遇についての意識を高めるような指導をしております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

窓口サービスですね、これは確認かもしれませんが、現状がしっかりできているかどうか、これの確認、チェックが必要であると思うんですね。そして、改善すべき内容の実施を繰り返して、よりサービスの向上を目指していくということが大変重要ですね。いわゆる窓口サービスの向上

に対して実施して見直しして、そして、改善する内容があればそれを改めて改善して、より高めていくと、このP D C Aのサイクルですね、マネジメントサイクルをぐるぐる回しながら、よりサービスの向上を目指していくことが必要ですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

先ほども言いましたが、接遇のリーダー、サブリーダーが庁舎内57名、今年はおります。その者を中心に接遇向上会議というものを設置しておりますので、そういったところでいろんな部署で起きたトラブルだとか、そういったことをテーブルを上げて検討して、また、それを課に戻ってフィードバックするというように努めております。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

常にP D C Aを回しながら、より高めていくことが徹底されてますということですね。

次へお願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、石黒企画部次長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

②について御答弁させていただきます。

各課における窓口での待ち時間につきましては正確な時間を把握してはおりませんが、本年5月に市民課の窓口業務を委託しております事業者が行ったアンケート調査によりますと、待ち時間が「やや長い」、「長い」と回答された方は、合わせて19.0%でした。それに対して、「短い」、「やや短い」との回答された方は、合わせて54.2%であり、半数以上の方に「短い」と感じていただけていると理解しております。

窓口での御用件の内容によってはお時間を頂くこともありますが、正確に短時間で対応できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今年の5月に実施されたんですけど、この調査内容についてもう少し詳しく、例えば、調査対象人数がどれぐらいかとか、あるいは調査期間、あるいはアンケート調査項目はどのようなことを聞かれたのか、大まかで結構ですが。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

こちらの調査につきましては、5月11日から25日まで2週間、調査対象人数としては500人になります。

調査項目につきましては、来庁の用件や職員の身だしなみ、言葉遣いなどの対応について、また、対応の時間、そして全体の評価などについて御回答をいただいております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

評価は何段階方式でされたんですか、教えてください。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

それぞれ質問事項によって若干回答数が違いますが、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」というような4段階になっています。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今回そういうような言葉遣いとか態度とかあったということは、4段階でチェックをされたということです。その中の待ち時間というのもチェックされていますけど、待ち時間とサービスという関係ですが、我々、サービスを受ける場合がいろいろあります。例えば、銀行とか、あるい

はレストラン、そういうところで受付、注文してサービスを受けるということがあります。受け付ける側の用件が済むまでの時間、これは待ち時間になりますけど、サービスを受ける側は大変気になるところなんですね。特に、待ち時間が長くなりますと大変気になるところでございます。皆さんもそのような御経験があるかと思いますが、長いと大変気分が悪くなってきますし、例えば、銀行であれば長い場合は極端なことを言えば、今後利用したくないとか、そういう気持ちにもなるかと思うんですね。

ただ、行政は市民へのサービスを提供するわけですから、そういう点では我々は民間のいろいろなサービスを利用する場合は、民間を変えることは必要ですね。例えば、A銀行からB銀行に替えるとか、もうそこへは行かないとか、そういうことはできますけど、自治体を利用しています市民の皆さんは、A自治体からB自治体というように替えることはできないですね。だから、そこでやらなければいけませんので、そういう点をサービスを提供する自治体の皆さんについては十分配慮をされまして、スピーディーにサービスを提供するというのが、時間短縮がサービスの向上につながるということに十分配慮いただいて取り組んでいただきたいという気持ちです。

それで質問ですけども、このアンケートの調査結果が出ております。待ち時間が「短い」、「やや短い」と感じた方が54.2%あります。「やや長い」、「長い」が19%ということで、短いと感じた方が長いを上回っていますけども、短いと感じた方が多いですけども、この結果をどのように受け止めるか、その感じ方でその後の取組も大きく変わってくるかと思えます。

半数以上の方が短いと感じているからよいと受け止めるのか、長いと感じている方が19%もいますね。先ほどの500人の調査で19%というと、5人に1人が長いと感じておられます。約100人ですけども、ここら辺はどのように受け止められておられますか、お聞きします。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

この19%の方が少ないとは思っておりません。これがどんどん減っていけば住民サービスが向上していくんだというふうに思っております。

この19%の方の用件につきましては証明書の発行業務とかマイナンバーの手続に関して長いと回答をいただいております。市民課のほうでは証明書の発行などはサービスセンターも利用できますし、先ほど来、話が出ているマイナンバーカードを持っている方はコンビニ交付もできますので、そういったところを積極的に市のほうも周知を図りまして、市役所へ来なくても身近な

ところで用件を済ますことができるように案内をしていきたいと。それによって、少し長いと思われるような方が少なくなるように努めていきたいと思います。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

そういうことで、長いと感じていただける方の理由は何かということで、今、マイナンバーカード発行業務とかいろいろおっしゃられましたけど、これは市民課だけではなくて他の部門もありますので、そういうことで、例えば、そういうものがあれば情報は何かということをつかんでいただいて、そして、それを改善していくということが必要かと思うんですけど。今おっしゃられたマイナンバーカード交付のほかに何かありましたけど、それには今どのような取組をされているのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

これといった取組が今のところないんですが、先ほど来、議員御指摘のように、市役所に見える方はそんなにしょっちゅう見えるわけじゃないものですから、たった数回のときのその1回のタイミングで長いと思われるとそれが評価になってしまいますので、そうならないように各課窓口で真心のある対応をしていきたいと思いますし、また時間がかかるようなことがあれば、そこはどれぐらいお待ちいただきますよというようなことを申し伝えて待つていただくような、そういった取組をするようにこちらのほうからも指導していきたいと考えております。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

私、細かいことは言いませんけど、最初の基本的な考えの中で課題があれば、それをさらによくしていくためにPDCAを回して、その原因を改善していくということですので、それをやられておられるということですから、それが市民課以外のところでもそういうことで結果を活かしてやっていただきたいなと思います。

次へお願いします。

議 長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、石黒企画部次長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

③について答弁をさせていただきます。

来庁者への窓口サービス意識調査につきましては、2年に一度、市役所、西枇杷島・清洲・春日の各市民サービスセンターの課等の窓口利用者を対象に「お客様窓口アンケート」を実施しております。

アンケート内容については、性別、年代の他、挨拶、身だしなみ、説明の分かりやすさ、所要時間など9項目について回答をいただいております。令和2年1月のアンケートでは259人の方から回答をいただきました。

本年度におきましても、令和4年1月に実施予定であり、その結果については、庁内で共有し、窓口サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、2年に一度、市役所、それと各市民サービスセンターで窓口利用者の方にアンケート調査を行われているということですが、2年に一度ですね、この頻度は少ないのではないかと、思うんですけども、人事異動や、あるいは担当業務が替わるということも行われていますので、年々変化しておりますので、少なくとも1年に1回は調査が必要ではないかと思っております。他の自治体の状況をインターネット等で見てみますと、やはり毎年度実施しているところが多くあります。ぜひ、このことについて御検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

課の中でも相談をして、頻度が上げられればいいかなというふうに思いますが、来年からまたやりますということは今はまだ考えておりませんので、これから考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ、前向きに御検討をいただいて、改めていただきますよう要望しておきます。

それから、9項目調査されたわけですけれども、総合してなかなか難しいかと思えますけれども、どのような判断をされたのかということと、サービス向上に向けては今後何を改善すべきかという御検討はされたんでしょうか、伺います。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

前回調査の結果ですが、全体の結果から平成29年度実施のアンケート結果に比べて職員の挨拶や身だしなみ、言葉遣いや態度、そういった項目で評価を少し下げる結果となりました。

一方、所要時間や庁舎の案内表示などについては前回よりも評価を上げることができておって、議員が最初におっしゃってみえた所要時間の短縮ということはできていると思っております。

ただ、どこまでやったらいいということはありませんので、常日頃から接遇に関して職員一人ひとりの意識が上がるように努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

アンケート調査は調査結果をまとめるだけではなく、この目的は今後さらにサービスを向上させていくためのアンケート調査ですので、そのためのいろんな情報が得られるように、こういうアンケート用紙も検討いただいて行っていただきたいと思います。

それと、調査結果につきましては、公表は今されておられますか。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

現在は庁内で共有はしておりますけれども、ホームページ等で公表はしていないのが現状であります。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

このような調査は各自治体でも行われて、その結果をやはり市民の皆さんに協力いただいてアンケートを書きいただいておりますので、こうでしたという結果を皆さんに分かるようにお知らせ、公表していく必要があるのではないかなど。その中に改善点も併せて、こういうことで取り組んでますというようなことも含めて公表していただきますよう、前向きに改善していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

議員御指摘のように、市民の皆様から頂いたお声ですので、公表のほうも前向きに検討していきたいというふうに思っております。

もちろんその中で改善しなければならないものが明確になっていけば、早急に取り組んでいくということも示していきたいと考えております。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

また、その辺もぜひ前向きに改善いただきますよう要望しておきます。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、④の質問に対し、石黒企画部次長、答弁。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

④について御答弁させていただきます。

窓口サービス向上への今後の施策につきましては、現在、市ホームページで、市民課の「混雑が予想される日」や「御用件ごとの待ち時間の目安」をお知らせしています。

他の自治体の状況も注視しながら、市民課や保険年金課を中心に研究を重ね、より便利で快適な窓口サービスの向上に努めてまいります。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ホームページで混雑が予想される日とか、あるいは用件ごとの待ち時間の目安がホームページに記載されております。しかし、ホームページとともに来庁された方がその場で分かるようにすべきではないかなと私は思うんですけれども。混雑する時間帯、あるいは曜日とか各用件に対する目安待ち時間、分かりやすい表示をしていく工夫が必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、現在の状況、そして今後の改善に向けて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

市民課や保険年金課とも相談をさせていただいておりますが、今の状態ではなく、これはホームページの中なんですけれども、カレンダー形式にして、この曜日のこの日は混みますよというようなお知らせを少し今よりは見やすく、視覚的に入りやすくなるように変えていきたいなとは思っております。

また、広報紙などに載せて、ホームページを見れない方も見えますので、広報紙も活用していきたいと思っておりますし、進んでいるところはスマートフォンとか、いろいろなものを使ってお知らせしているところもありますので、そういったところを研究していきたいと考えております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、御答弁ありましたように、分かりやすいような表示とか、そういう工夫をしていただきたいと思います。

それであると、先ほども公表していくということですが、これは冒頭申し上げましたが、全庁全部門が関係ありますので、そういう点で内部の連絡をきちっと共有するためにも、委員会とか分科会などを設けてみたほうがいいかと思うんですけれども、なんか一番最初に接遇会議があり

ますね。その接遇会議は現在どのように機能されているのですか。

議 長（八木 勝之君）

石黒次長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

毎年1回程度開催を予定しておりますが、ここ一、二年は、先ほど言ったみたいに50人ちょっとになりますので、コロナの関係で開催は見送っております。また、随時やっていきたいと思っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ、接遇向上会議ですね、それを機能アップしていただいて、皆さんの共有化ですね、いろいろ課題とか改善していくことの内容を共有化していただきたいと思います。

いろいろ窓口サービス向上の観点からいろいろ質問させていただきましたが、清須市は窓口サービスの一番行き届いた、そういう市になってもらいたいということで質問をさせていただきました。いろいろな先進自治体もありますので、いろんな実施状況などを調査・研究されて、本市に合った窓口サービスへの向上に今後も取り組んでいただきたいと思います。

現在、決して取り組んでみえないというふうに思っておりませんので、さらに高めていただくということで取り組んでいただきたいと思いますが、最後に市長に、窓口サービスの向上について御意見、御感想でも結構ですけども。

議 長（八木 勝之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

今、人事秘書課長が答弁したとおり、改善できるところはしっかりと改善を進めていきたいと思っております。

何にしても、窓口に出る職員の態度とかその接遇で、市民の皆さんの印象がそこで決まってしまうので、たまに投書が来るときもありますし、また逆に、本当に親切・丁寧にやってもらって気分がよかったという投書もあります。そういうできない職員も中にはおるわけですので、そういう職員については呼び出して、しっかり改善できるように指導していきたいと思っております。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了といたします。

残りの方については、明日12月3日（金）9時30分より再開いたしますので、よろしくお
願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

（ 時に午後 3時47分 散会 ）